

東大和市生涯学習・ 生涯スポーツ推進計画

(素案)

東 大 和 市

目 次

第1章 生涯学習・生涯スポーツの基本的な考え方	1
1. 生涯学習・生涯スポーツの現代的意義	2
2. 生涯学習・生涯スポーツ推進計画の意義と役割	3
3. 計画の性格	4
4. 計画の期間	5
第2章 東大和市における生涯学習・生涯スポーツの現状と課題	7
1. 生涯学習・生涯スポーツ推進計画の策定に向けて	8
2. 社会の変化と東大和市の状況	9
3. 市民の生涯学習をめぐる現状と課題	18
4. 市民の生涯スポーツをめぐる現状と課題	21
第3章 生涯学習・生涯スポーツ推進の方向	27
1. 基本理念	28
2. 施策の方向	29
3. 推進方針	32
4. 施策の体系	41
第4章 生涯学習・生涯スポーツ推進事業	43
1. 生涯学習の充実	44
2. 青少年の健全育成	55
3. 市民文化の振興	58
4. スポーツ・レクリエーションの推進	61
5. 生涯学習・生涯スポーツの仕組みづくり	68
6. 主な成果・活動指標	71

第1章 生涯学習・生涯スポーツの基本的な考え方

1. 生涯学習・生涯スポーツの現代的意義
2. 生涯学習・生涯スポーツ推進計画の意義と役割
3. 計画の性格
4. 計画の期間

1. 生涯学習・生涯スポーツの現代的意義

環境問題、新興国の台頭による国際競争の激化、情報通信技術の進展、更に国内では少子高齢化による人口構造の変化、ライフスタイルの多様化、ソーシャル・キャピタル^{※1}の減退等、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。物質的な豊かさのみを追求する時代は終わりを迎えつつあり、諸問題の解決に向けて「協働」や新たな社会的価値を示す新たな視点が求められています。

これからの社会では「自助」を基調としつつ、人々が主体的に社会参画し社会全体で支え合う「互助・共助」のあり方が一層重要になります。一人ひとりの自立した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる柔軟な社会を目指していく必要があります。

ユネスコの総会において2015年に採択された「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」の中では、『すべての人は、人種、ジェンダー、性的指向、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国民もしくは社会的出身、財産、その他の一切の理由に基づく差別を受けることなく、体育・身体活動・スポーツを行う基本的な権利を持っている』とし、『とりわけ就業前の子ども、女性及び少女、老人、障がいのある人、先住民族に、体育・身体活動・スポーツへの参加のための誰もが受けられる適切で安全な機会が提供されなければならない』とされています。1985年に採択された学習権宣言においても、万人に共通する基本的権利として学習権が宣言されています。これらは、生涯学習とスポーツにおいて保障されなければならない基本的な権利として、本計画の基底にある考え方です。

私たちは、家庭でのふれあい、学校での学習、仕事、趣味や教養・スポーツなどの活動、あるいは様々な人たちとの出会いと交流の中で、多くのことを学んでいます。こうした学びをとおして、人間は成長し自己を形成することができます。生涯学習（人生の様々な場面で自発的に学び続けること）は、私たちが自己実現（自分の可能性を最大限に開発し、実現して生きること）を果たす上で欠くことのできないものであり、豊かな人生を送るための権利でもあります。

生涯学習・生涯スポーツを実践するのは、一人ひとりの市民である一方で、その成果は、自分自身を向上させることだけにとどまらず、豊かでうるおいのある地域

^{※1} ソーシャル・キャピタル：人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。

社会をつくるという視点から、活用されることが求められています。そのためには、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習・生涯スポーツ社会^{※2}を構築していく必要があります。

一人ひとりが豊かな人生を送るためには、それぞれの人々が生活している地域社会が豊かなものになっていかなければなりません。それは、生涯学習・生涯スポーツをとおして、人と人とのつながり（絆）を強固なものとし、相互の信頼関係を築くことによって可能になります。行政や関係団体など生涯学習・生涯スポーツを支援する立場にある人たちには、このような生涯学習・生涯スポーツの現代的意義を十分に踏まえ、市民や行政が培ってきた多くの蓄積を活かしつつ、市民ニーズに応じた適切な内容・方法により、更なる支援を行うことが求められています。

2. 生涯学習・生涯スポーツ推進計画の意義と役割

生涯学習・生涯スポーツは、本来、個人の自由な意思に基づいて行われるべきものです。しかしながら、個人の豊かな人生と地域社会の豊かさが密接につながっている現代にあっては、市民が求める生涯学習・生涯スポーツのありようととも、市として目指すべき将来像とそれを実現するための方策を示すことは、極めて重要なことです。東大和市の第二次基本構想でいうまちづくりの基本施策の一つである「豊かな人間性と文化をはぐくむまち」の構築に向けた生涯学習・生涯スポーツの推進計画を示すことによって、市民ニーズに合った、効果的な行政施策の展開が可能になるとともに、市民のあいだに生涯学習・生涯スポーツに関わる目標や方法等が共有され、更なる活動の活性化が促されることが期待されます。

また、生涯学習・生涯スポーツ推進計画の中で、生涯学習・生涯スポーツの目的やその実現に向けた方策を示すことが、関係者のあいだで、それらの共有化を促すことになり、市民・市民団体相互あるいは市民・市民団体と行政との連携を推進することに対し、大きく貢献することが期待されます。

^{※2} 生涯学習・生涯スポーツ社会：平成9年度に策定された生涯学習推進計画では、いつでも、どこでも、ともに学び、ともに生きることのできる社会を「生涯学習社会」と定義しており、その後の第二次生涯学習推進計画及び本計画においてもその理念を踏襲しています。

これらに加え、生涯学習・生涯スポーツ推進計画の策定においては、市民の意向を取り入れることが不可欠であることから、市民のあいだに生涯学習・生涯スポーツ活動や地域の将来像についての合意形成の機会を生み出し、市民と行政とが相互の理解を深める場を提供するものともいえます。

このように、生涯学習・生涯スポーツ推進計画は、市民の生涯学習・生涯スポーツの推進にとって、また行政の施策の展開にとって、極めて重要な役割を果たすものです。

3. 計画の性格

ア この計画は、東大和市が生涯学習と生涯スポーツを推進するための基本となる計画であり、生涯学習・生涯スポーツ社会の形成に向けて取り組む基本的な指針となるものです。

イ この計画は、東大和市の将来の都市像である「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の実現を目指した東大和市総合計画との整合性を図りながら、市民の多様な学習ニーズに対応することを目的としています。

ウ この計画は、社会経済状況の変化に柔軟に対応して適切な見直しを行い、改善を図っていきます。

エ この計画は、国のスポーツ基本法第10条でうたう地方スポーツ推進計画の内容を包含する性格を有するものです。

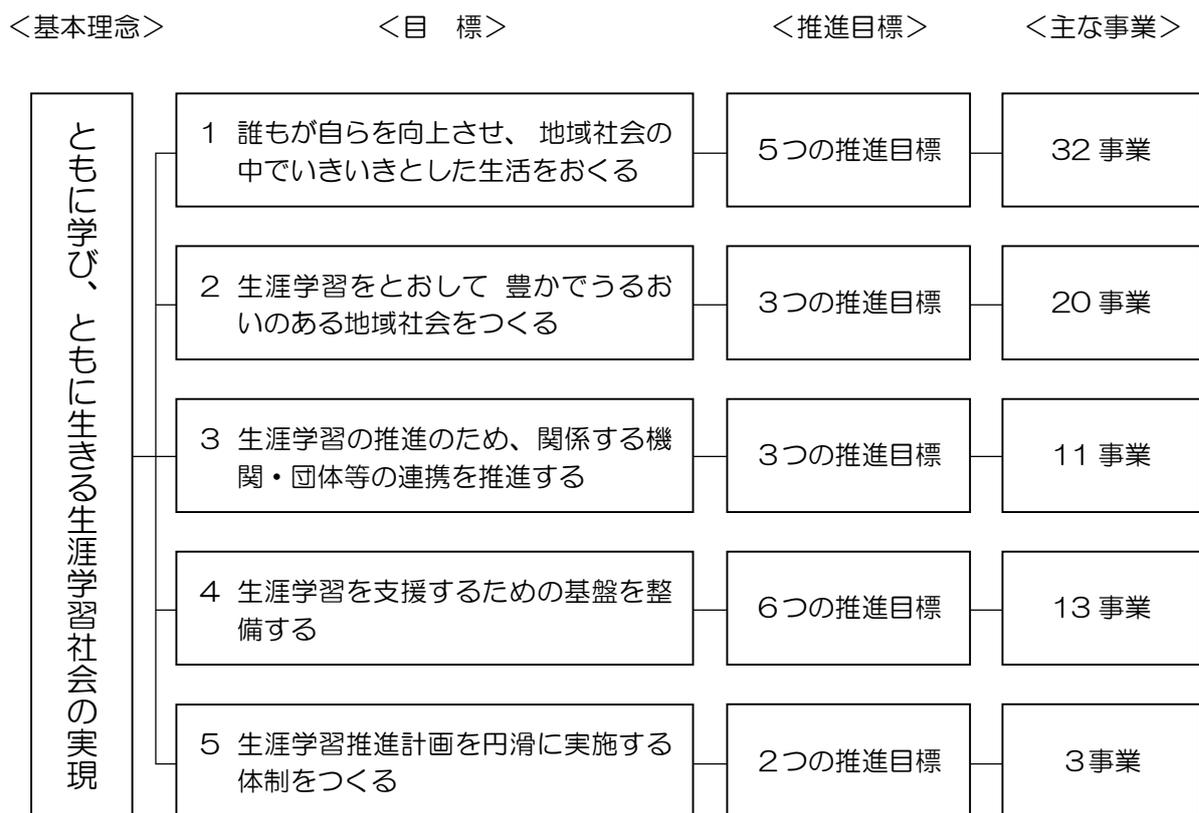
第2章 東大和市における生涯学習・生涯スポーツの現状と課題

1. 生涯学習・生涯スポーツ推進計画の策定に向けて
2. 社会の変化と東大和市の状況
3. 市民の生涯学習をめぐる現状と課題
4. 市民の生涯スポーツをめぐる現状と課題

1. 生涯学習・生涯スポーツ推進計画の策定に向けて

第二次生涯学習推進計画（平成9年度～平成18年度）では、「ともに学び、ともに生きる生涯学習社会の実現」を基本理念に5つの目標を設定し、目標の実現に向け、主な事業として79の事業に取り組んできました。

【第二次生涯学習推進計画の施策体系】



第二次生涯学習推進計画の計画期間の終了に伴い策定される本計画では、これらの事業をすべて検証した上で、今後も引き続き継続すべき事業とこれから新たに取組むべき事業を精査し、「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」を基本理念に153の主な事業について今後取組むべきこととしました。

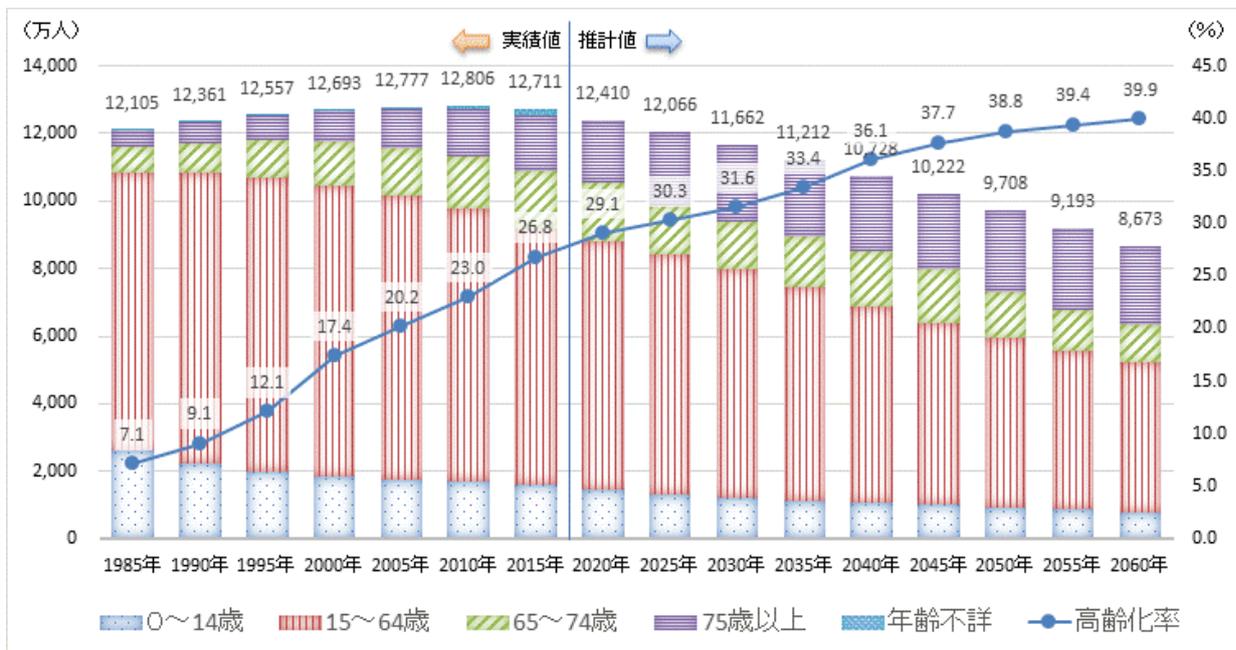
また、本計画の施策体系は、上位計画である東大和市第四次基本計画との整合を図ったことから、計画の実現に向けた成果指標も同計画のものを踏襲しています。

2. 社会の変化と東大和市の状況

(1) 人口減少・高齢社会の長期化

我が国は少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、平成 28(2016)年 4 月 1 日現在で 1 億 2,699 万 1 千人と、前年同月に比べ 13 万 6 千人 (0.11%) の減少になっています (人口推計確定値：総務省統計局)。人口減少は、今後も加速度的に進み、平成 72(2060)年には 8,673 万人と 9 千万人を割り込むと予測されています。一方、65 歳以上の高齢者は平成 28(2016)年 4 月 1 日現在で 3,434 万人と年々増加傾向にあり高齢化率^{※3}は 27.0%と 4 人に 1 人以上が高齢者という状況にあります。

【人口の推移】



資料：2010 年までは総務省統計局「国勢調査」、2015 年は国勢調査速報値、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

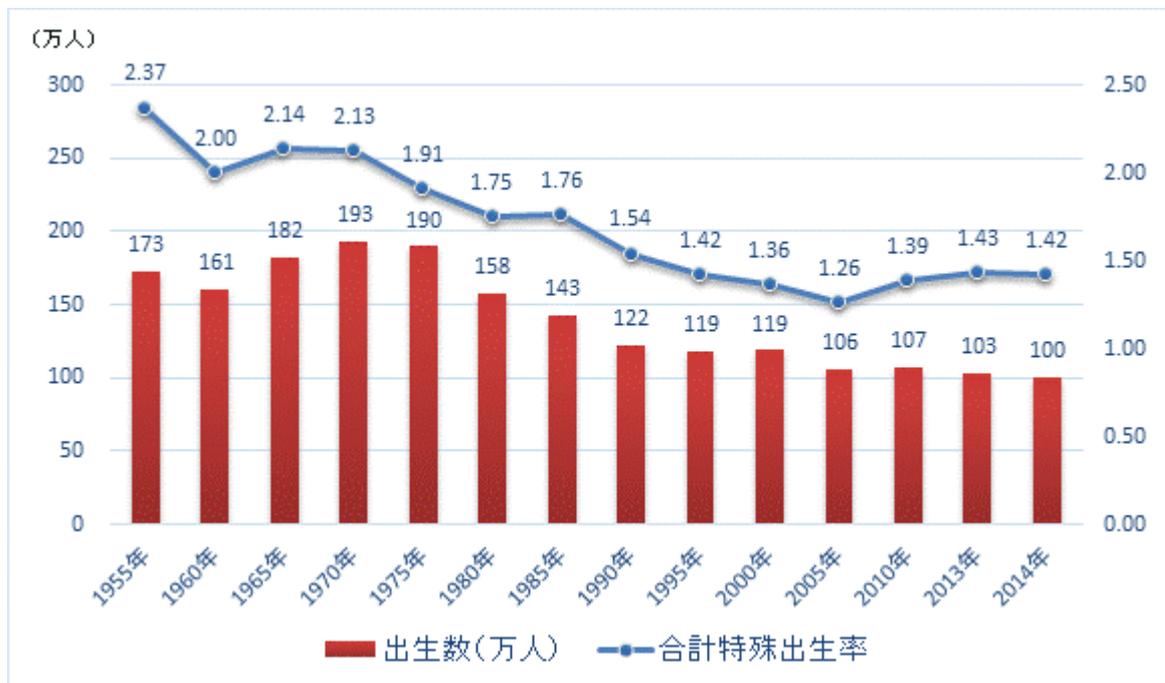
1 人の女性が生涯に何人の子どもを産むのかを推計した合計特殊出生率は、平成 26(2014)年に 1.42 となり 9 年ぶりに低下しました。合計特殊出生率は平成 17(2005)年の 1.26 を底に緩やかな上昇傾向を示していましたが、平成 25(2013)年の 1.43 から 0.01 ポイント下がりました。平成 17(2005)年以降の

※3 高齢化率：人口に占める高齢者の割合。

合計特殊出生率の上昇は、団塊ジュニア世代の影響が大きく、今後はやや下降気味となり 1.33~1.35 程度で推移すると考えられています。国立社会保障・人口問題研究所の出生中位仮定^{※4}では、1.33 まで緩やかに低下するものの平成 36(2024)年以降はほぼ横ばいで推移し、平成 72(2060)年には 1.35 になると仮定されています。

出生数は、団塊ジュニア世代が生まれた第2次ベビーブーム期の昭和 48(1973)年の約 209 万人をピークに減少が続いており、平成 26(2014)年には約 100 万人となっています。合計特殊出生率が低水準で推移し、母親となる女性の人口も減少していることから、人口減少の傾向は長期にわたると考えられています。

【出生数と合計特殊出生率】



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

(2) 子育て環境の変化

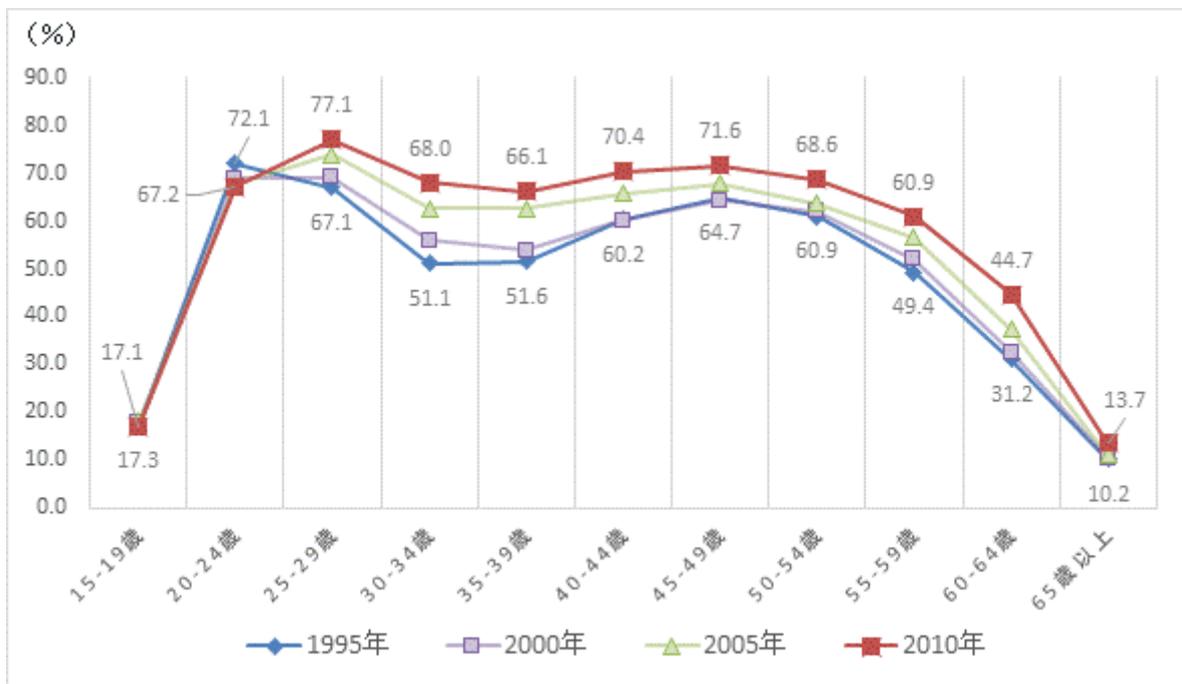
社会経済情勢の変化や男女共同参画社会の進展等により、共働き家庭は増加傾向にあり、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの

^{※4} 出生中位仮定：人口推計を行うにあたり、出生と死亡の将来推移について、それぞれ中位、高位、低位の3仮定を設け、それらの組み合わせで9つの推計を行っている。出生中位仮定は出生についての中位の仮定。

推進が求められています。

東大和市の女性の労働力率^{※5}をみると、平成7(1995)年には典型的なM字カーブを描いており、30～39歳の労働力率が低く50%近くになっていますが、平成22(2010)年にはM字カーブは解消されてきており、30歳代は7割近くに達しています。大学卒などで就業する者が増えてきていること、未婚化の進展により長期的に就業を継続する者が増えてきていること、結婚・出産を経ても就業を続ける者が増えていることなどが要因として考えられます。

【東大和市の女性の労働力率】



資料：国勢調査

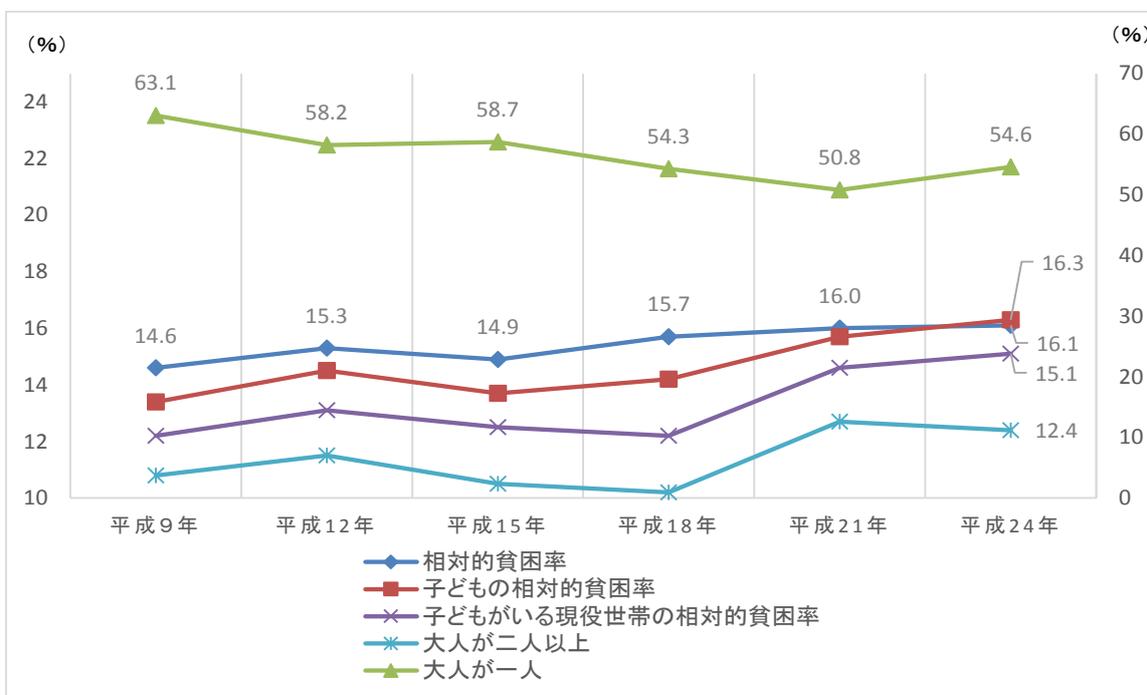
また、子どもの貧困率が上昇傾向にあり注意が必要です。日本の子どもの相対的貧困率^{※6}は増加傾向にあり、平成24(2012)年には16.3%となっています。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%で、そのうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

※5 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口）の割合。

※6 子どもの相対的貧困率：子ども（17歳以下）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

大人が 1 人の世帯の相対的貧困率は平成 21(2009)年までは減少傾向にありましたが、平成 24(2012)年に上昇に転じており、子どもの相対的貧困率同様に貧困率を減少させる対策が必要となっています。

【子どもの相対的貧困率】



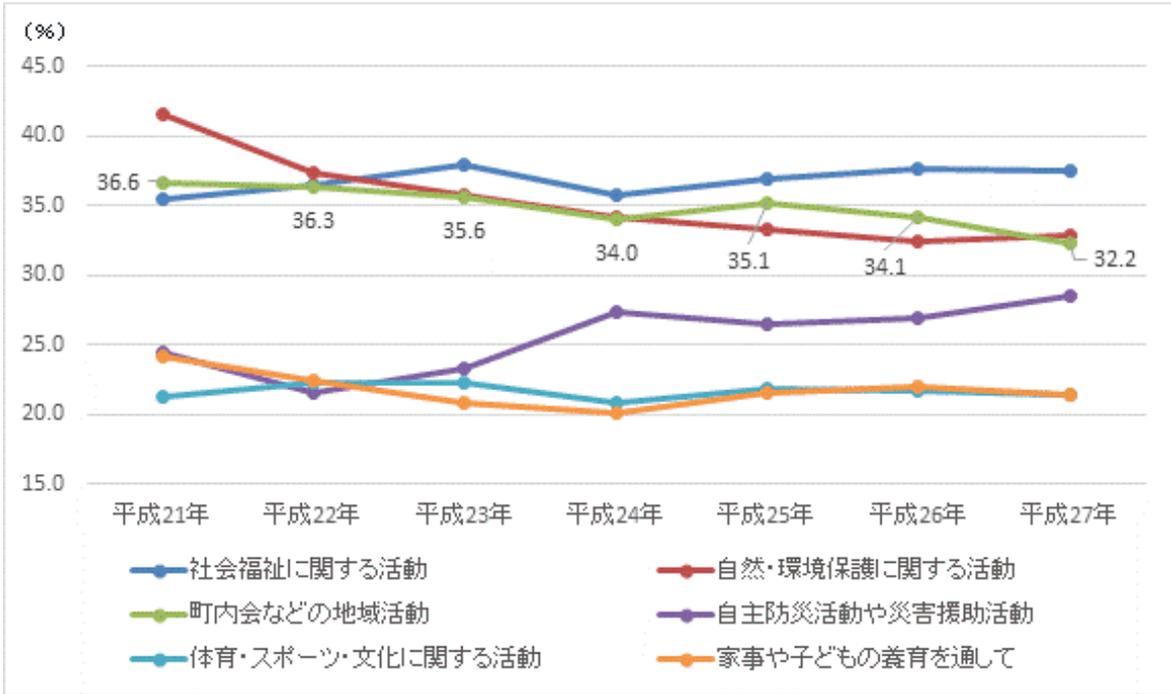
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(3) 地域社会での関係性の希薄化

ライフスタイルの多様化、ICT（情報通信技術）によるコミュニケーションのあり方の変化、家族構造の変化等によって、地域社会での様々な関係性が変化しており、コミュニティ内でのつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されています。

「社会意識に関する世論調査」（内閣府）によると、社会貢献（社会のために役立ちたいと思っていること）については、「町内会などの地域活動」は毎年減少しており、平成 27(2015)年1月の調査では 32.2%と平成 21(2009)年に比べ 4.4 ポイント下がっています。地域活動への意識が減少していることは、日常生活での居住地域の位置づけの低下と関連していると考えられ、生活の基盤としての居住地の役割と価値を高めていくことが重要になります。

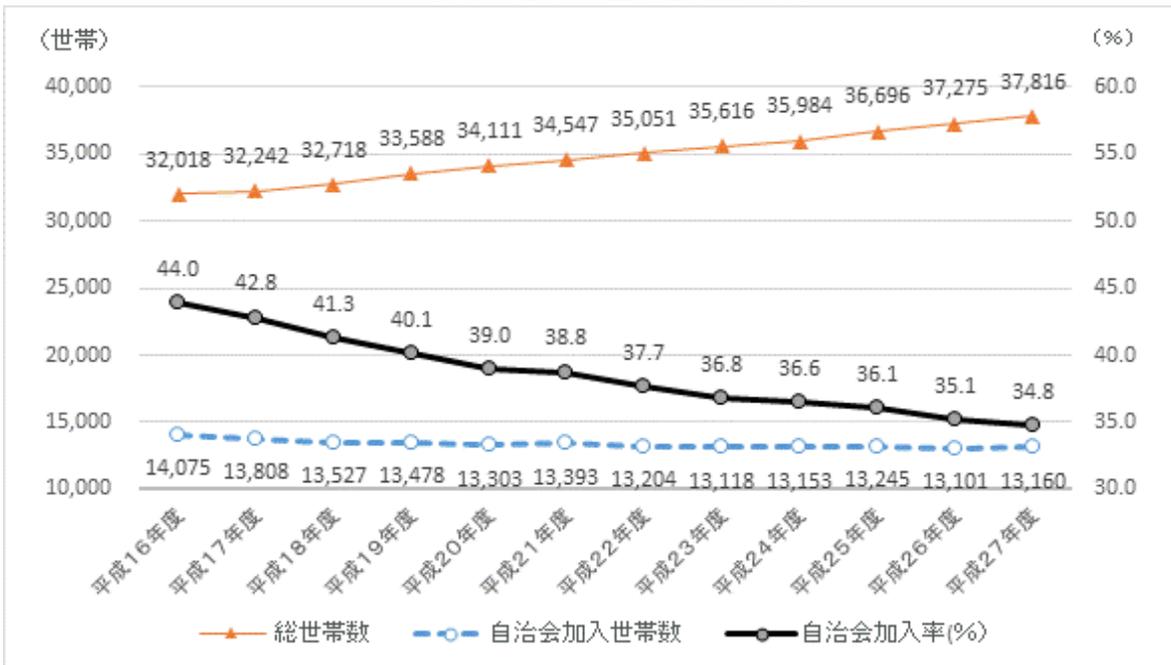
【社会への貢献内容】



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」

東大和市の自治会加入率をみると、加入世帯数は大きく変化がないものの、世帯数が増加しているため、加入率は年々減少傾向にあり、平成 27(2015)年では 34.8%となっています。自治会加入率が減少しているからこそ、地域の生涯学習・生涯スポーツの必要性が今後の課題となります。

【東大和市の自治会加入率】



資料：東大和市行政報告書等

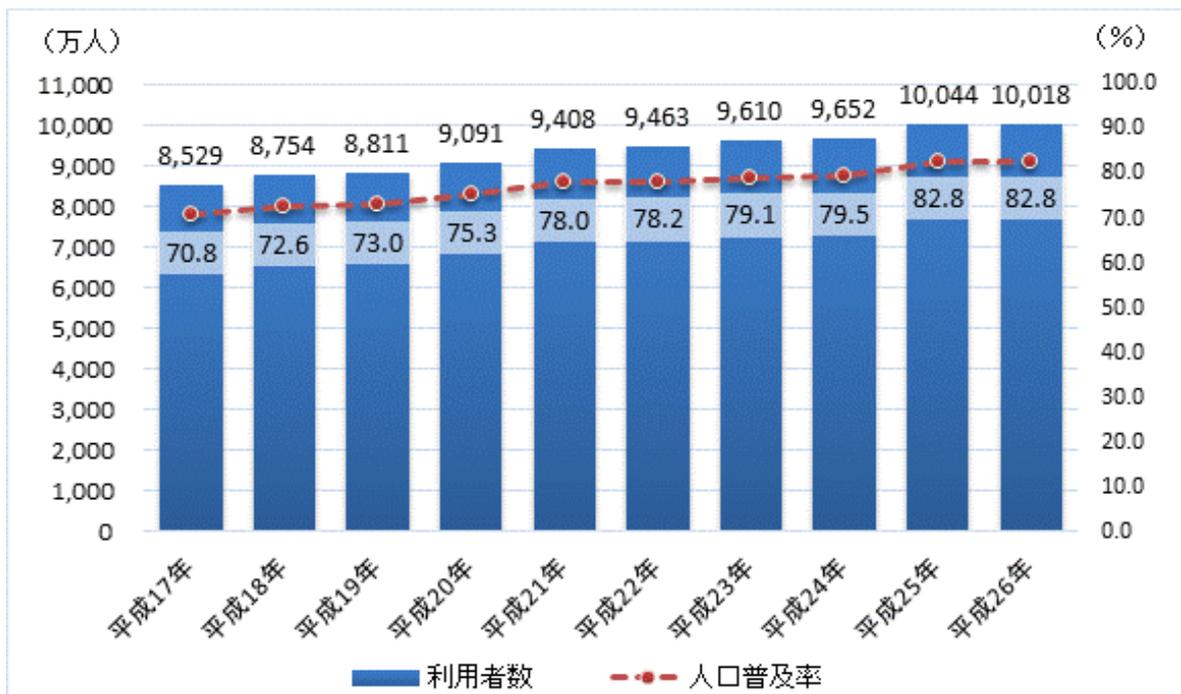
(4) ICT（情報通信技術）の普及と進展

ICT の普及に伴って、学習環境が大きく変化しているとともに、コミュニケーションのあり方にも大きな影響を及ぼしています。

インターネットの利用者は毎年増加しており、平成 26(2014)年には利用者数は10,018 万人に達しています。普及率は 82.8%で8割以上の人々がインターネットを活用している状況となっています。

インターネットの利用端末は、これまではパソコンが主な端末でしたが、スマートフォン^{※7}やタブレット端末^{※8}が登場して、通勤・通学時など移動時での利用が容易なことから、我が国においても携帯端末が急速に浸透しています。通信利用動向調査によれば、スマートフォンの世帯普及率は平成 27(2015)年末時点で7割を超え、タブレット端末も3割強に伸びています。

【インターネットの利用者及び人口普及率】



資料：「平成 26 年通信利用動向調査」総務省

このスマートフォンの普及によってインターネットがより身近なものになり、コミュニケーションの手段として、インターネットの活用が日常生活に占める割合は

※7 スマートフォン：これまでの音声による通話を主目的とした携帯電話とは異なり、通話機能に加えてインターネットへの接続による情報の送受信を可能とした多機能携帯電話。

※8 タブレット端末：持ち運びできる大きさにパソコンの機能を凝縮し、通信によるインターネット接続が可能な携帯情報端末。

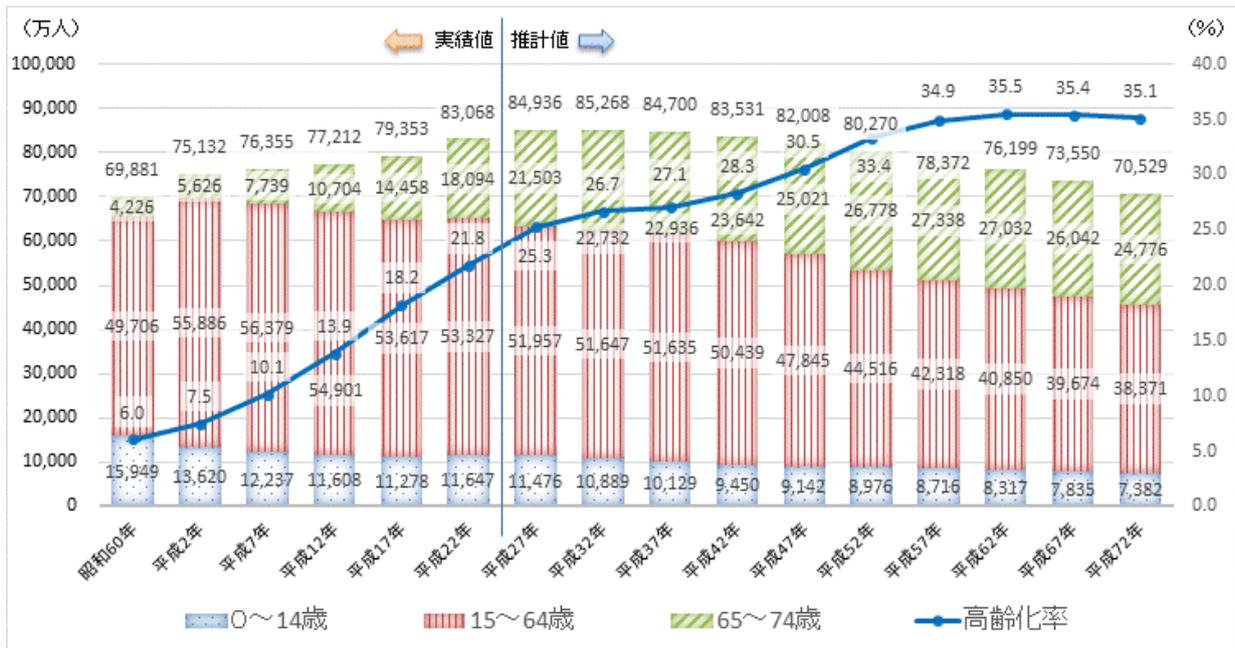
増しています。

ICT の高度化によって、世界の産業構造も大きく変化し、今後も様々なサービスの出現によって、人々のライフスタイルも影響を受けていくものと考えられます。新たなサービスは、これまで予測しえなかった犯罪や迷惑行為を生むことにもなるため、それらの事案に対応する体制の整備が求められます。ICT が日常生活に深く浸透し、今後も更に発展と浸透を深めていくことは避けられない状況であると考えられるため、ICT の利便性を活用する情報リテラシー^{※9}の獲得が、今後ますます重要となってきます。

(5) 東大和市の人口

本市の人口は、昭和 60(1985)年以降人口増加が続いており、平成 22(2010)年 10 月に行われた国勢調査では 83,068 人でした。国立社会保障・人口問題研究所が平成 25(2013)年 3 月に公表した推計によると、本市の人口は平成 32(2020)年をピークに減少に転じるとしています。

【東大和市の人口推移】



資料：平成 22 年までは総務省統計局「国勢調査」、2015 年以降は国立社会保障・人口問題研究所平成 25 年 3 月推計

※9 情報リテラシー：情報機器やメディアから得られる大量な情報を使いこなすための知識や能力。

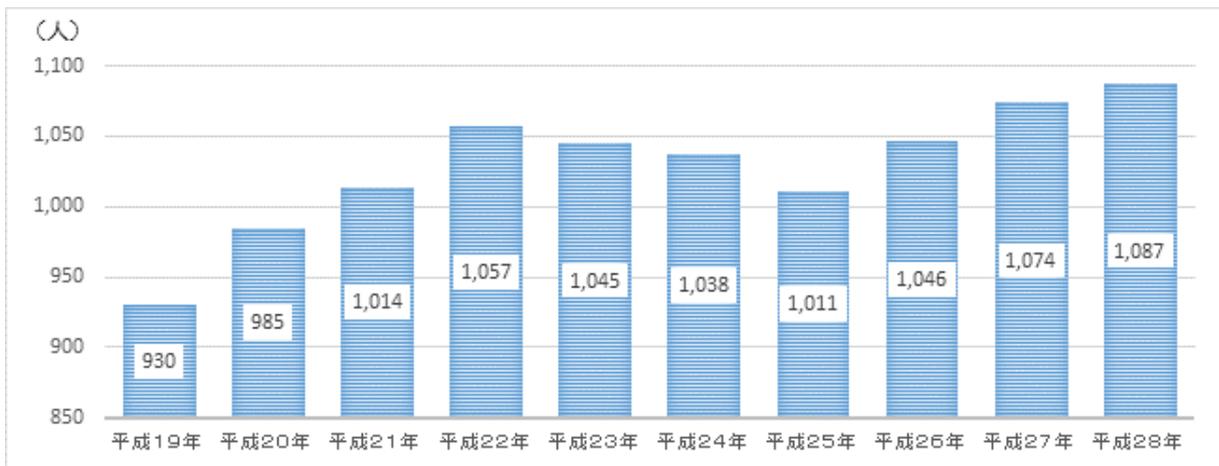
年齢3区分別の人口推移については、生産年齢人口が平成7（1995）年をピークに減少に転じ、平成52（2040）年には高齢化率（老年人口／総人口）は33%に達することとなります。

外国人住民数は、平成21（2009）年以降、1,000人超で推移しており、平成26（2014）年から平成28（2016）年にかけては増加傾向にあり、平成28（2016）年の登録者数は1,087人となっています。

単身世帯の増加、高齢者世帯の増加、地域活動の意識の希薄化、外国人住民数の増加など、今後の人々の孤立化が懸念されるとともに、本市で培われてきた地域文化の振興と普及、次世代への継承が困難となることが懸念されます。

また、地域社会とのつながりの希薄化は、規範意識（モラル）の低下といった教育上の問題の一因になるとも考えられるため、地域社会とのつながりを深める取組が重要となってきます。

【外国人住民数の推移】

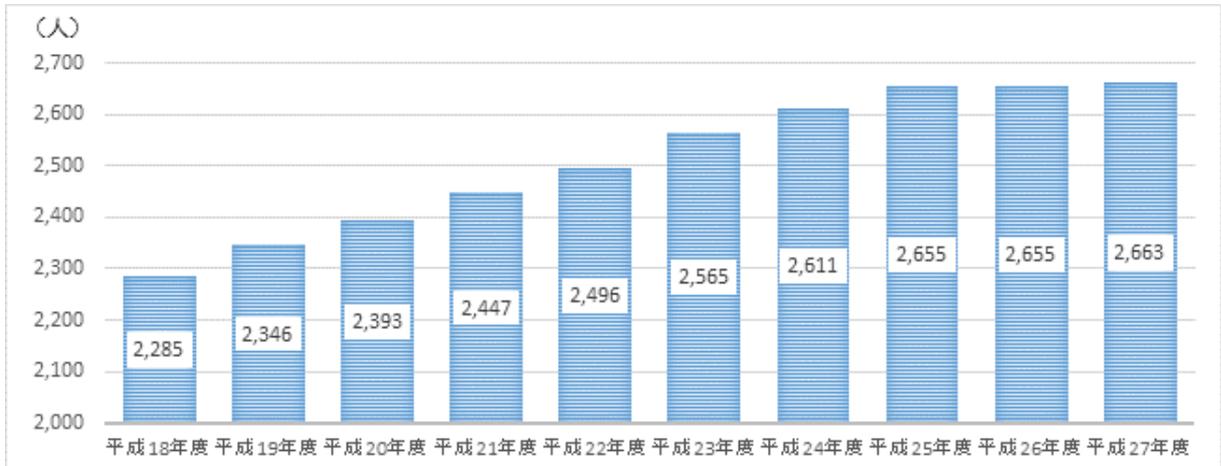


資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

身体障害者手帳の交付状況を見ると、平成24（2012）年度以前は増加傾向にありましたが、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度にかけては横ばいで推移しています。全国的にも平成25（2013）年度までは増加傾向でしたが平成26（2014）年度にやや減少しています。

今後どのように推移するかを注視しつつ、障がい者の生涯学習・生涯スポーツに関する対策も進めていくことが重要となります。

【身体障害者手帳交付状況】



資料：東大和市行政報告書

(6) 東大和市の市民活動

東日本大震災以降、ボランティア活動に対する関心が高まっており、NPO法人等を組織して市民活動を実践する人も増えてきています。

東大和市においては、平成28(2016)年10月現在で31のNPO法人が活動しており、その数はほぼ横ばいにあります。

市内5つの公民館を拠点として活動するグループの数は、平成28(2016)年4月現在合計約600グループあり、体育施設の利用団体として登録されている団体の数は、約1,300団体となっています。豊かでうるおいのある地域社会をつくっていく上で、市民活動によるパワーは、大きな役割を果たすようになってきています。

「地域づくり」は、今や行政だけで行うものではなく、市民同士あるいは市民と行政が協働で取り組んでいくテーマとなっています。

3. 市民の生涯学習をめぐる現状と課題

(1) 公民館の利用状況

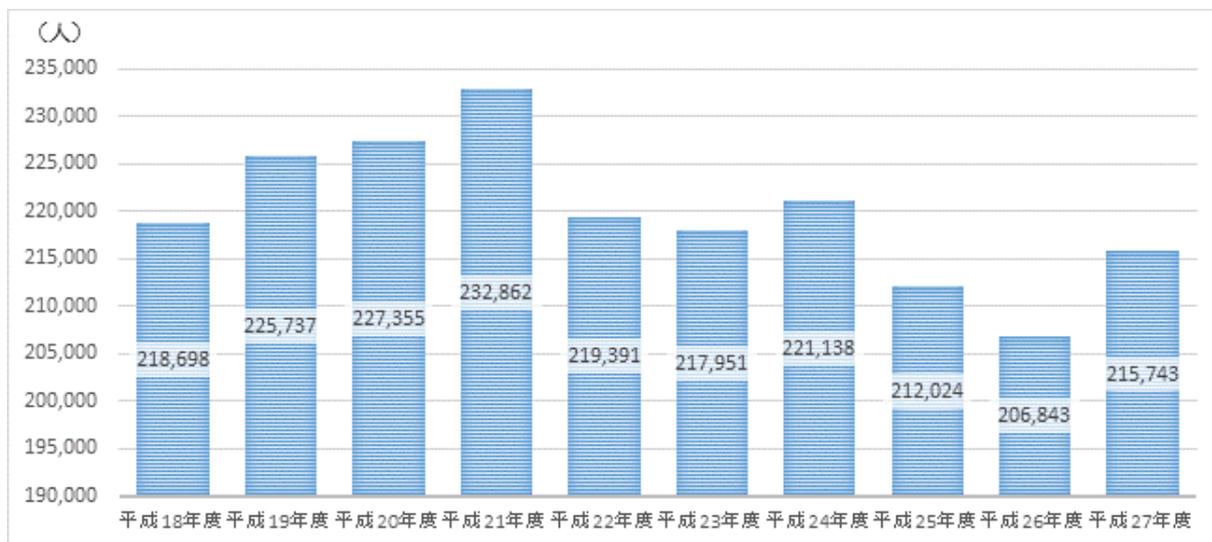
東大和市内の公民館の利用者数は、中央・南街・狭山・蔵敷・上北台公民館を合わせて、平成 27(2015)年度は 215,743 人となっています。平成 21(2009)年度の利用者増は 40 周年の記念事業によるものと思われます。また、平成 26(2014)年度の減少には中央公民館の耐震工事の影響があるものと考えられます。

平成 23・26 年度市民意識調査によると、市民の 7 割が公民館をほとんど利用しておりません。今後、広報の工夫や、幅広い世代が参加できるような事業への取組が課題と考えられます。

地域住民の関係の希薄化に対応し、人間関係の再構築や、人材の育成・活躍の場の充実も、豊かな人生・豊かな地域のため、促進を図ることが重要です。

また、ホール天井工事や外壁補修その他施設・備品の修繕や整備により、安心な環境、学習しやすい環境を整えることが求められます。

【公民館（中央・南街・狭山・蔵敷・上北台）利用数の推移】



資料：統計東やまと

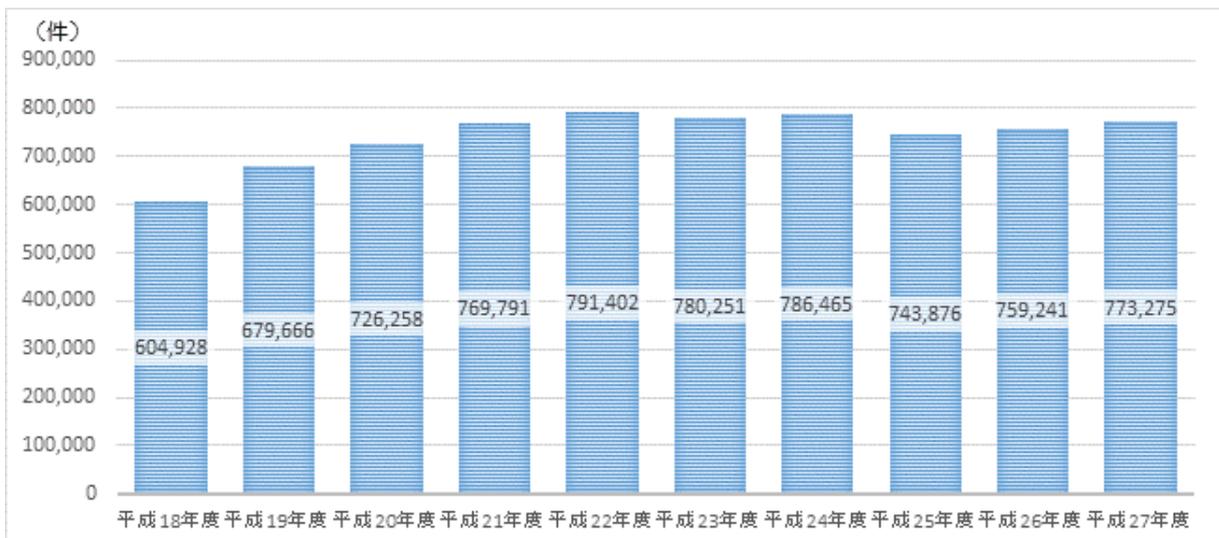
(2) 図書館の利用状況

図書館の利用状況は、平成 27(2015)年度の貸し出し件数は 773,275 件と、ここ数年間、ほぼ横ばいの状況になっています。

図書館の登録者数は、平成 24(2012)年に武蔵村山市との図書館相互利用を開始したこと等から前年より増加していますが、それ以降は大幅な変動はなく推移しています。※平成 25(2013)年に増加しているように見えるのは、図書館システム上の理由により、登録者の未利用者除籍が実施できなかったことによります。

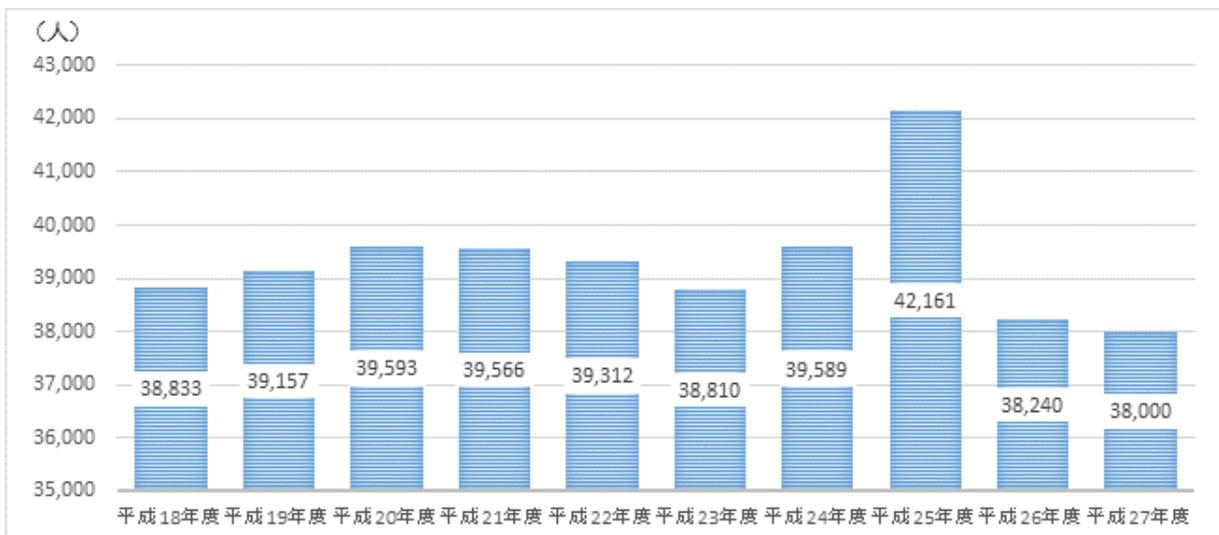
課題としては、図書館の未利用者に対する利用促進のための活動や、図書館サービスの充実、及び幼少期から生涯を通じての読書活動の推進等があげられます。

【図書館図書貸出件数の推移】



資料：統計東やまと

【図書館登録者数の推移】



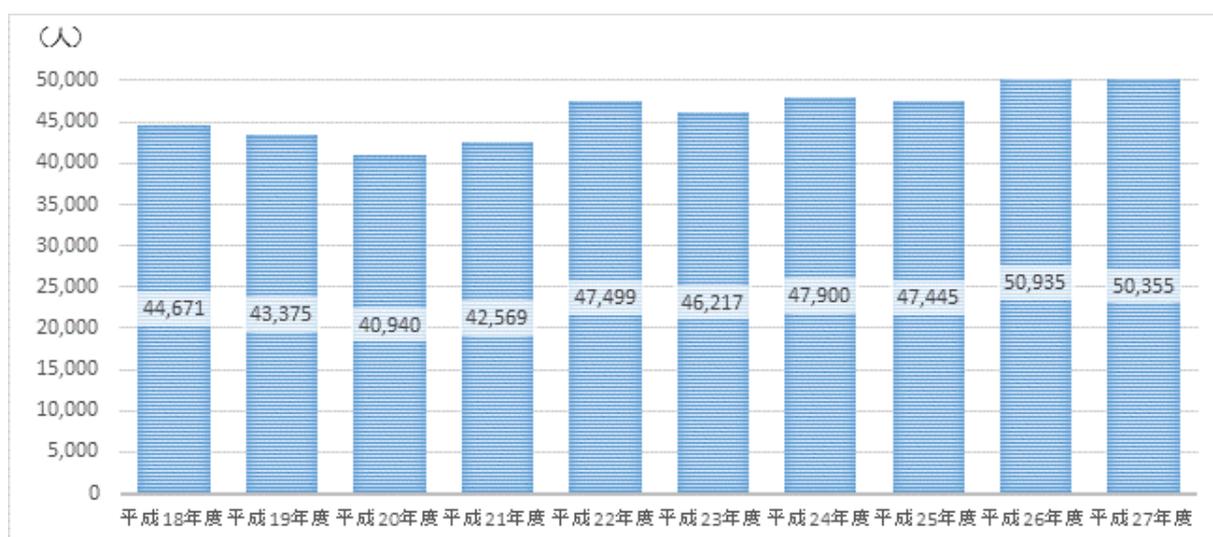
資料：統計東やまと

(3) 郷土博物館の利用状況

郷土博物館の利用者数は、4万人以上でここ数年間安定しています。平成26(2014)年度にはプラネタリウム投影機の更新もあって利用者は5万人を超え、平成27(2015)年度も引き続き50,355人の利用となっています。新しくなったプラネタリウム（メガスター）を活用した番組の展開、学校教育との更なる連携、各種ボランティアの力も借りる中で魅力ある催し物を行い、利用者増に努めていきます。

また、開館から20年が経過していることから、施設・設備の老朽化が進んでおり、施設・設備の修繕や整備が今後の課題となります。

【郷土博物館利用者の推移】



資料：統計東やまと

4. 市民の生涯スポーツをめぐる現状と課題

(1) スポーツの実施状況

平成27(2015)年度のスポーツ実施状況は下記のとおりです（東大和市市民意識調査報告書より）。

<調査の概要>

- ・調査地域：東大和市全域
- ・調査対象：平成28年2月1日現在における市内在住の18歳以上の市民
- ・発送数：2,000人
- ・回収数：761人（回収率38.1%）

<調査結果>

■日頃のスポーツ・運動の実施状況

日頃スポーツや運動をしている人は42.4%で、その内「週に1日以上」の割合が84.0%となっており、全体に占める「週に1日以上スポーツや運動をしている人の割合」は、35.6%となっています。

【スポーツや運動をしているか】

調査数	している	していない	無回答
761 (件)	323	409	29
100.0 (%)	42.4	53.7	3.8

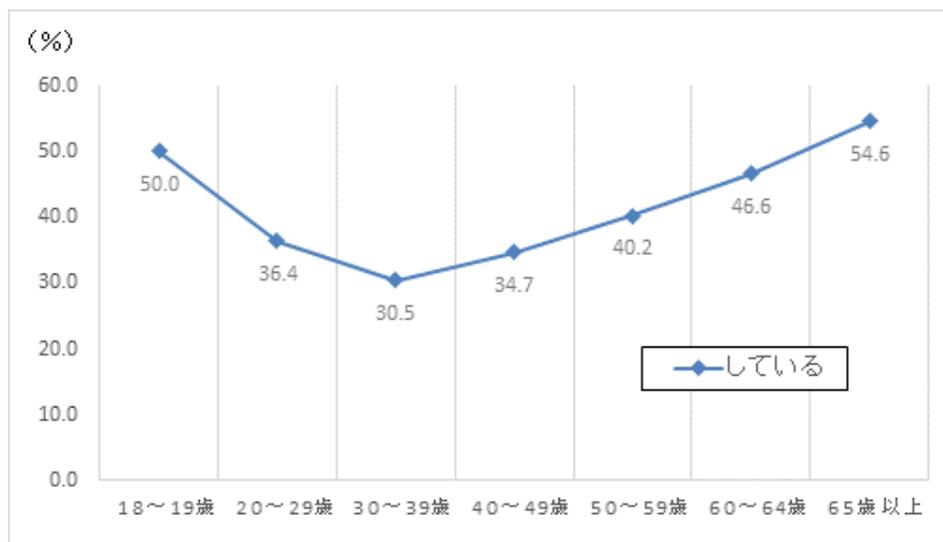
【スポーツ・運動の頻度】

調査数	週に5日以上	週に3～4日	週に1～2日	月に1～3日程度	その他	無回答
323 (件)	60	89	122	40	1	11
100.0 (%)	18.6	27.6	37.8	12.4	0.3	3.4

■年齢別の実施状況

日頃スポーツや運動をしている人を年齢別にみると、30歳代が30.5%と最も低く、次いで40歳代（34.7%）、20歳代（36.4%）となっています。「週に1日以上スポーツや運動をしている人の割合」は30歳代では21.0%、40歳代では28.0%、20歳代では25.8%となっています。

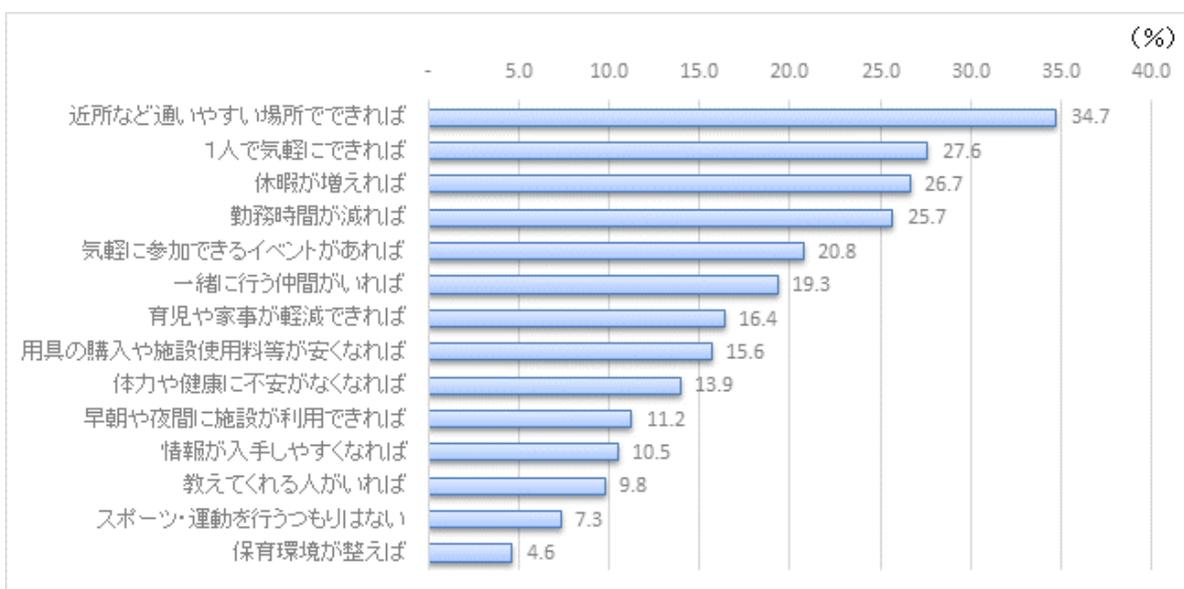
【年齢別のスポーツ・運動の実施状況】



■スポーツや運動を行うきっかけ

日頃スポーツや運動をしていない人に、今後スポーツや運動を行うためのきっかけを聞いたところ、「近所など通いやすい場所でできれば」が最も多く、次いで「1人で気軽にできれば」「休暇が増えれば」と続いています。

【今後スポーツや運動を行うためのきっかけ】



(2) 地域スポーツ団体

① 体育協会

東大和市体育協会は昭和44(1969)年に結成され、現在の加盟団体は20団体、会員4,022名を有しています。市から社会教育関係団体連合体補助金を受けて、各競技等の普及に努めるとともに、

- 市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル・歩こう会等の行事を主催
- 「体協だより」を発行する等、スポーツ情報を発信
- スポーツを楽しむ市民交流を図るスポーツ行事（市民体育大会の各競技会・ふれあい市民運動会・ロードレース大会・多摩湖駅伝大会等）を市と共催
- ジュニア選手育成・シニアスポーツ振興のため、東京都体育協会の補助金も活用した講習会や大会を開催しています。

市と体育協会との連携では、スポーツ施設設備の拡充と体育協会の人材活用が課題になっています。市や体育施設の指定管理者へは、体育協会加盟団体の各種大会の開催、競技別講習会の開催などの協力要請を行っています。団体優先利用枠を拡大するなど協力関係を緊密にすることなどが課題です。また、利用できるスポーツ施設の確保も大きな課題となっています。

② 地域スポーツクラブ

「はぴねすまいる東大和」は平成25(2013)年に設立され、現在の会員は70名で市民体育館を拠点として活動しています。ニュースポーツ（キンボール・ボッチャ・スポーツ吹き矢）や卓球・体操・フットサル・ノルディックウォーキング等自主企画の活動をスポーツ推進委員・体育協会加盟団体等の支援を得て実施しています。

③ レクリエーション協会

「レクリエーション協会」は平成19(2007)年に設立され、現在の加盟団体は6団体で、レクリエーション指導者の養成・ニュースポーツの大会・レクリエーションの集いなどの事業を行っています。

④ その他のスポーツ団体

上記の団体以外にも、市内体育施設や小・中学校施設を利用してスポーツ活動を行っている市内団体は560団体を数えます。（巻末資料参照）

(3) 地域のスポーツリーダー

市には教育委員会が委嘱する「スポーツ推進委員（15名、任期2年）」がおり、スポーツの実技指導、スポーツに関する指導助言を行っていますが、現在までのところ、一般のスポーツリーダーを育成・登録し、体育施設などで指導に当たる制度や取組ができていません。スポーツ推進委員や体育協会など既存の団体の協力で「スポーツリーダー養成講座」を開催し、地道に指導者を育成していくことが課題です。

(4) 学校、企業・公共機関施設のスポーツ施設

小学校・中学校の体育館、校庭の開放事業は定着していますが、開放される施設に限りがあり、利用の実態も飽和状態となっています。利用団体も増加傾向にあることから、団体間での施設利用調整方法の工夫が必要となっています。

公共機関の施設である警視庁グラウンド、自治大学校グラウンド・庭球場、経済産業省研修所グラウンド・庭球場等の利用も可能となりましたが、実際の利用はまだ限定的です。利用件数増のためには、スポーツ団体への施設利用方法の周知と、施設所有者へより一層の理解を求めていくことが必要です。

(5) スポーツを楽しみ相互交流を深めるスポーツ大会等

市民体育大会各競技会・ふれあい市民運動会・東大和市ロードレース大会・多摩湖駅伝大会を、市と体育協会などが連携して実施しています。企画の見直し等により参加人員は増加傾向です。大会等の盛況に伴い、開催場所等の見直しが今後の課題となっております。また、多摩湖駅伝大会のコースとなっている多摩湖周辺の道路では東京都水道局において上堰堤の堤防補強工事が計画されており、それに伴う駅伝コースの変更も視野に入れる必要があります。

(6) スポーツ施設の設置状況

市のスポーツ施設として設置されているのは下記の施設です。

運動場	桜が丘市民広場・上仲原公園野球場 28,277 m ² (野球場3面相当)
庭球場	上仲原公園テニスコート 3,102 m ² (4面)
ゲートボール場	清水・新堀・奈良橋・芝中 4,800 m ² (6面)

野外活動施設	下立野林間こども広場
体育館	市民体育館（第一体育室 1,391 m ² ・ 第二体育室 458 m ² （2 面）・第三体育室 320 m ² （2 室）・ トレーニング室 109 m ² ）
屋外プール	市民プール 1,523 m ²

これらを国の「スポーツ施設整備基準（1972 年保健体育審議会答申）」（巻末資料）の人口 10 万人～5万人規模と比較すると、運動場 1 万 m²の広場 5 か所に比して 3 か所分の広さ、庭球場 16 面に比して 4 面、体育館 720 m²が 4 か所に比して 2 か所分の広さ、柔剣道場 200 m² 1 か所に比して 2 か所、屋内プール 400 m²が 3 か所に比して 0 か所と、スポーツ施設が不足しています。

多摩地区の同規模人口の他市と比較しても、運動場・庭球場・体育館・プールの分野において不足している状況があります。当面、野球・サッカー用運動場、庭球場、体育館、室内プールなどの施設の充実が必要です。

（7）スポーツ施設・学校施設の利用状況

東大和市のスポーツ施設・学校施設の利用状況は下記のとおりです。市民体育館の個人使用は、平成 22(2010)年度から顕著に伸びており、平成 27（2015）年度には 6 万人を超えています。各施設の利用率が高いことから不足する体育施設の整備が今後の課題となっております。

【利用者の推移】

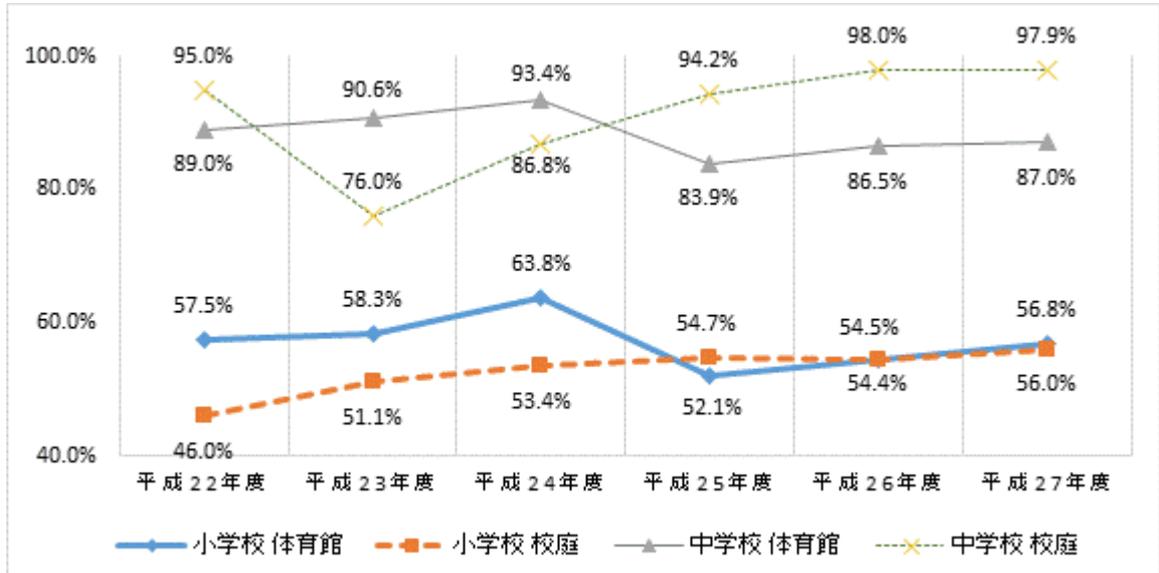
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
上仲原公園野球場（件）		775	752	835	796	728	686
桜が丘市民広場（件）		2,162	2,151	2,068	2,012	2,043	1,994
上仲原公園テニスコート 4 面(件)		5,886	6,222	6,226	4,746	6,727	7,037
ゲートボール場（件）		4,554	4,488	3,611	3,726	3,441	3,268
市民体育館団体貸切（件）		4,783	5,550	5,750	5,917	5,684	5,675
個人使用（人）		34,103	47,622	53,627	54,386	56,094	63,550
小学校	体育館（件）	2,766	2,692	1,778	2,512	2,534	2,667
	校庭（件）	1,782	2,013	2,026	1,965	1,890	1,825
中学校	体育館（件）	1,696	1,769	1,562	1,640	1,680	1,594
	校庭（件）	40	28	46	49	49	46

資料：東大和市行政報告書

※平成 25(2013)年度の上仲原公園テニスコートは、1 月中旬から 3 月までテニスコート改修工事のため閉場。

小学校・中学校施設開放の利用率をみると、小学校の体育館と校庭では50%台、中学校の体育館は80%台、校庭は90%超と高い利用率で推移しています。

【小学校・中学校施設開放利用率の推移】

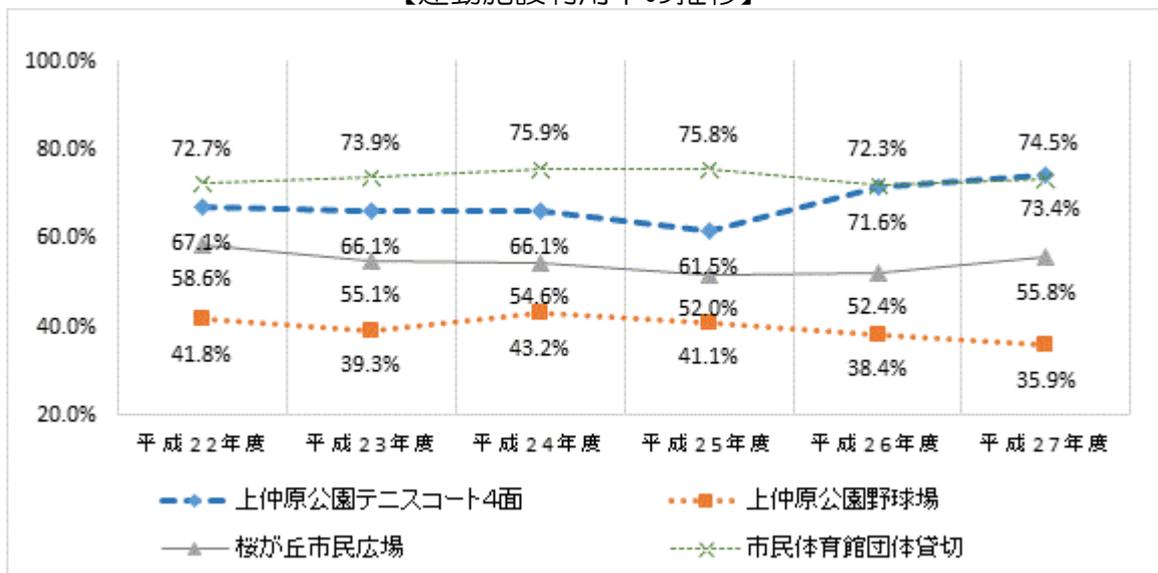


資料：東大和市行政報告書

東大和市の運動施設の利用率をみると、市民体育館の団体貸切では70%台を推移しています。テニスコートの利用率が近年上昇しており、平成 27(2015)年度の上仲原公園テニスコート4面では74.5%の利用率となっています。この利用率は、雨天による利用中止を考慮すると限界に近い数値といえます。

上仲原野球場の利用率は減少傾向にあり、平成 27(2015)年度では35.9%となっています。また、最近では野球以外にもニュースポーツ競技での利用も多くなっております。

【運動施設利用率の推移】



資料：東大和市行政報告書

第3章 生涯学習・生涯スポーツ推進の方向

1. 基本理念
2. 施策の方向
3. 推進方針
4. 施策の体系

1. 基本理念

本計画の基本理念は、第二次基本構想の将来の都市像である『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』を念頭に、5つの基本目標の1つとして掲げられている教育・学習分野の方向性を踏襲したものです。

本計画では、東大和市の第四次基本計画の枠組みに沿って、生涯学習・生涯スポーツの現代的意義や、社会が急速に変化する中での東大和市の現状と課題を踏まえた上で、今後市が目指すべき生涯学習・生涯スポーツ推進の基本理念として、

豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり

を掲げます。

- 市民の一人ひとりが生涯の各時期に必要な応じた教育が受けられ、また、自主的な学習活動ができる生涯学習・生涯スポーツ社会を構築していきます。
- 子どもたちの意見や個性が尊重され、学ぶ喜びを実感できる教育を充実していきます。また、地域に開かれた創造的で特色のある学校づくりを推進していきます。
- 家庭、学校、地域等が一体となって、児童・青少年の健全育成活動を促進していくとともに、そのための条件整備に努めていきます。
- 先人が培ってきた歴史と伝統に親しみ、学び、後世へ引き継ぐとともに、新たな市民文化を創造していきます。また、市民の一人ひとりが芸術文化、スポーツ・レクリエーションを身近に親しむことができる機会と場づくりに努めていきます。

2. 施策の方向

生涯学習・生涯スポーツ推進計画の柱として、「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」という基本理念の下に、次の5つの基本的な施策の方向を掲げます。

《施策の方向1：生涯学習の充実》

- 【目指す姿】 ●いつでも、どこでも、誰でもが、集い、学び、行動することができます。
- 市民が、地域で学習の成果を活かしています。
- 【基本方針】
- 1 生涯学習の支援
社会教育関係団体との連携、協力、支援に努めます。
生涯学習リーダーの養成とそれに伴うヒューマンネットワークの構築を図ります。
公民館、図書館、郷土博物館、市民体育館等で実施される生涯学習に関する各種情報の提供の充実を図ります。
 - 2 学習施設の整備
公民館、図書館、郷土博物館等の学習関連施設の整備、充実を図ります。
 - 3 情報化の推進
公民館、図書館、郷土博物館、市民体育館等、生涯学習関連施設間のネットワークの確立を目指します。
情報社会に対応するため、人材の育成に努めます。
 - 4 公民館活動の充実
市民の学習要望に応える学習講座等の充実に努めます。
学習グループや各種団体の援助に努めます。
 - 5 図書館活動の充実
市民の読書活動を推進します。また、多様化、高度化する市民の学習要求に対応するため、資料の充実を図り、図書館サービスの一層の充実を目指します。
 - 6 郷土博物館事業の充実
建物の中だけではなく、狭山丘陵全体を活動の舞台として、郷土の歴史、民俗、自然に関する事業を行います。

《施策の方向2：青少年の健全育成》

- 【目指す姿】 ●青少年が健全に成長しています。
- 【基本方針】
- 1 育成環境の整備
青少年の健全育成組織・団体の充実に努めます。
 - 2 育成施設の管理
こども広場の維持管理に努めます。
 - 3 活動の充実と社会参加の促進
健全育成事業の推進に努めます。青少年交流活動の推進に努めます。青少年の非行と犯罪被害防止の事業の推進に努めます。

《施策の方向3：市民文化の振興》

- 【目指す姿】 ●文化財が適切に保護されています。
●市内の歴史・伝統、文化資源が適切に保存され、活用されています。
●市民が、芸術・文化活動に親しんでいます。
●文化・芸術活動を支える人材が育ちます。
- 【基本方針】
- 1 文化活動の振興の促進
文化施設の充実に努めます。文化振興施策の長期的な指針の策定について検討を進めます。市民文化祭の充実に努めます。
 - 2 郷土文化財の保存・活用
郷土文化財の保存・活用に努めます。
 - 3 文化施設の整備
旧吉岡家住宅主屋兼アトリエ等の整備を図ります。

《施策の方向4：スポーツ・レクリエーションの推進》

【目指す姿】 ●市民が、スポーツ・レクリエーションを楽しんでいます。

- 【基本方針】
- 1 生涯スポーツの振興
地域スポーツクラブの育成に努めます。学校・スポーツ団体等との連携の強化に努めます。
 - 2 スポーツ・レクリエーション活動の充実
スポーツに関する各種教室・大会の充実を図ります。
スポーツ指導者の養成・確保に努めます。スポーツ組織・団体の育成に努めます。
 - 3 情報・相談機能の充実
スポーツに関する情報提供システムの構築に努めます。
スポーツに関する相談体制の充実に努めます。
 - 4 スポーツ施設の充実
既存施設等の整備に努め、不足する施設の解消策の検討も行います。また、自主的活動への援助や民間施設等の活用にも努めます。
 - 5 健康づくりの推進
地域のソーシャル・キャピタルを活用し、地域社会のつながりを豊かにし健康づくりの取組ができるよう努めます。

《施策の方向5：生涯学習・生涯スポーツの仕組みづくり》

【目指す姿】 ●市民が、日常生活の中で、生涯学習・生涯スポーツ関連施設を活用し、地域住民と生涯学習・生涯スポーツを行います。

- 【基本方針】
- 1 推進体制の整備
生涯学習・生涯スポーツに関連する人々や団体、地域等との連携強化を図り、組織体制の充実を目指します。
 - 2 計画の進行管理
事務事業評価や外部評価等を行い、計画の進捗管理、評価、計画の調整等を行います。
 - 3 情報化の推進（再掲）
公民館、図書館、郷土博物館、市民体育館等、生涯学習・生涯スポーツ関連施設間のネットワークの確立を目指します。
情報社会に対応するため、人材の育成に努めます。

3. 推進方針

(1) 生涯学習

①推進方針

生涯学習の現代的意義や、社会が急速に変化する中での東大和市の現状と課題を踏まえた上で、今後市が目指すべき生涯学習の推進方針として、

ともに学び、ともに生きる生涯学習社会を目指し、魅力あるまちづくりを

を掲げます。これは平成 19(2007)年度に策定した「第二次東大和市生涯学習推進計画」における基本理念を部分的に継承するものですが、近年の生涯学習熱の高まりと社会の変化は、この理念の意義をますます大きなものとしており、現在及び将来の東大和市を築く上での最もふさわしい基本理念として、維持発展すべきであると考えます。

②推進目標

生涯学習推進の柱として、「ともに学び、ともに生きる生涯学習社会を目指し、魅力あるまちづくりを」という基本方針の下に、次の3つの推進目標を掲げます。

**目標1 自ら学び、考え、行動して、
地域社会の中でいきいきとした生活を送る**

生涯学習は、まず、市民一人ひとりが楽しく充実した人生を送る上での基盤を提供するものであるといえます。学ぶことで、自分自身がひとまわりもふたまわりも成長し、そうして得た力を自分のため、家族のためあるいは社会のために使います。これこそが、生きていく上での喜びであり、それは、生涯学習の実践によって可能になるものです。

ここでいう「学習」とは、単に「教室の中で行われる勉強」だけを指すものではありません。多くの人たちと出会い、つながりを持つ中で学び、新しい世界や考え方を発見することも生涯学習であり、また、本を読んだり、スポーツをしたり、絵や音楽を楽しんだりすることも生涯学習なのです。『自ら学び、考え、行動して、

地域社会の中でいきいきとした生活を送る』ことは、市民がそれぞれの立場で学びの質を向上させることであり、そのために生涯学習は必要不可欠なものです。

この目標を具体的に推進していくための指針として、次の3項目を掲げます。

- 生活の中で直面する諸課題に関する学習活動を推進する
- 学習活動をとおして働き盛りの人たちの地域参加を促進する
- 熟年（シニア）世代の人たちの地域活動や学習活動を推進する

目標2 生涯学習をとおして豊かでうるおいのある地域社会をつくる

生涯学習を実践することによって、自分自身の認識や考え方が変わったり、行動の範囲が広がっていくことはしばしば体験することです。また、様々な人たちとめぐり会い、友だちになったり、助け合ったり、グループをつくったりすることもよく行われています。このように考えると、生涯学習は、人々の意識を変えたり、仲間を増やしたりすることにより、地域社会をつくりかえていく機能を持つものだといえます。

私たちの生活の本拠地は「地域」であり、地域とは、人々の「ふれあい」「支え合い」「助け合い」で成り立っているものです。生涯学習は、地域の「人間関係」をより良いものに変えていく原動力であり、「豊かでうるおいのある地域社会をつくる」上で、重要な役割を担っています。その意味で高齢者のボランティア活動への期待も大きく、シルバーライフの充実が地域づくりに結び付くことが望まれます。

この目標を具体的に推進していくための指針として、次の3項目を掲げます。

- 子どもを安心して育てることができる地域社会をつくる
- 青少年が自信と責任を持って生きていける地域社会をつくる
- 基本的人権が尊重されすべての人々が共生できる地域社会をつくる

目標3 地域で取り組み、地域から学ぶことで、豊かな市民文化をはぐくむ

生涯学習は、地域の人々、組織・団体が協力することで、より充実した活動になっていきます。そのためには、生涯学習に関する様々な情報を広く提供し、教育機関や団体、市民（市民団体）が情報を共有していくことが重要です。

地域にある様々な教育機関・団体等が生涯学習という広い視点に立って連携協力し、地域からの学びを地域に活かしていくことで、豊かな市民文化をはぐくむことが可能となります。

この目標を具体的に推進していくための指針として、次の3項目を掲げます。

- 生涯学習に関する各種情報の提供を充実させる
- 市民（市民団体）相互の連携や市民と行政との協働を推進する
- 学習成果を活かせる仕組みをつくる

(2) 生涯スポーツ

①推進方針

スポーツは、市民が人間の権利として生涯にわたり楽しみ、心身の健康づくりを図る上で大切なものであるとともに、仲間づくり・人間関係をとおした地域づくりの上でも重要なものです。

地域にあるよさを生かしていくことが、結局のところ市民のスポーツ、身近な運動と外遊びの充実を図ることになります。新東京百景の多摩湖は、「人と自然が調和する生活文化都市東大和」をうたう東大和市のシンボルであり、桜、紅葉と四季の移ろいととも自然林が湖に影をおとし、市民の憩いの場として貴重な健康資源となっています。東大和市は地形的には狭山丘陵に都立狭山公園・東大和公園、市立狭山緑地が広がり、緑地散策に訪れる人々が多くみられます。

このように都内の中でも自然が豊かな地域であることを生かして、いつでも、だれでも、どこでもスポーツを楽しめるまちを目指していきます。

**自然豊かなまち東大和の特色を生かし、
いつでも、だれでも、どこでもスポーツを楽しむまちに**

そのため、本計画の扱うスポーツの範囲は、勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、幅広く身近の簡単な運動や外遊び等も対象とします。

②推進目標

生涯スポーツでは、「いつでも、だれでも、どこでも」という基本方針のもとに、スポーツ実施率平成33年度50%以上を目指して、次の3つの推進目標を掲げます。(スポーツ実施率とは週に1日以上スポーツや運動をしている人の割合。東京都では平成32(2020)年に世界水準の70%を最終目標にしています。)

目標1 いつでもスポーツを楽しむ

～ライフステージに応じたスポーツ活動の推進～

運動やスポーツは、年齢を限定することなく、どの年代でも取り組めるものです。幼少期にあっては成長を促し健全な心身を獲得するために、熟年以降の世代には健康を維持しいつまでも若々しい身体を保つために、働き盛りの世代ではストレスを解消し充実した日々を送るために、各年代、各ライフステージによって取り組み方も様々です。

そのため、目的や状況の異なる各ライフステージに応じたスポーツへの取組を支援することが重要になってきます。

特に働き盛り世代や子育て世代の取組を強化し、取り組みにくい要素を排除し、創意工夫することで、運動やスポーツに取り組める仕組みづくりに努めていきます。

《ライフスタイル別の取組》

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 子どものスポーツ推進 | 部活動指導者講習会・登録・育成事業
中学校と高校の部活動連携
小学生を含むラジオ体操事業の拡大
市民体育大会の小学生・中学生の部実施推進
ジュニア育成地域推進事業
学校とスポーツ推進委員との連携による事業
食育推進事業 |
| 2 | 子育て世代のスポーツ | 保育付きスポーツ教室の実施 |
| 3 | 働き盛り世代のスポーツ | スポーツ施設の利用時間延長
生涯にわたって継続できるスポーツの場の提供
スポーツ情報の提供 |
| 4 | 中高年世代のスポーツ | 地域スポーツへの参画のための情報提供 |
| 5 | 高齢者のスポーツ | 高齢者スポーツ情報の提供事業
高齢者スポーツ向け運動施設の利用促進
ニュースポーツ等普及啓発事業 |

目標2 誰もがスポーツを楽しむ

～スポーツ機会の拡大（スポーツ・レクリエーション）～

運動やスポーツへの取り組み方は、一人ひとり異なるため、様々な人々が運動やスポーツに取り組めるように、多くの機会を用意し、多くの人々が参加できるような環境を整えていくことも重要です。

心身に障がいのある方、高齢者、妊産婦の市民が生涯にわたってスポーツ、身近な運動や外遊びを楽しみ生活を豊かにすることは、いきいきとした豊かな「地域づくり」の大切な視点です。運動を勧めると、“ムリ”という言葉で片付け、諦めている人もいるようですが、障がいがあるというだけで無理と諦め、高齢だからと諦める地域は、市民がともにいきいきとする地域とはなりません。まず、運動をすることが大切だということを理解してもらう（気持ちいい、楽しいを味わってもらうこと）、やろうと思う気持ちが大切だということを知ってもらう（無理をしない・させない、仲間がいるよ・動けますよ）ことが大切です。

特に、心身に障がいのある方、高齢者、妊産婦、子どもをはじめ「スポーツ」の機会に恵まれない市民のスポーツ、身近な運動や外遊びの充実を図っていきます。

《スポーツ機会別の取組》

1	スポーツ大会	市民体育大会（競技団体別） ふれあい市民運動会 ロードレース大会 多摩湖駅伝大会 その他スポーツ大会事業
2	地域スポーツクラブ	地域スポーツクラブの育成
3	スポーツ教室	地域スポーツ団体との連携による教室の実施
4	スポーツ指導者	スポーツ指導者育成事業
5	スポーツ団体	社会教育団体補助事業 スポーツ大会参加助成事業
6	障がい者のスポーツ	障がい者スポーツ地域振興事業
7	オリンピック・パラリンピックに向けた取組	普及啓発事業 障がい者スポーツ地域振興事業 スポーツ施設整備事業

目標3 どこでもスポーツを楽しむ

～東大和の特色を生かす活動と推進体制の整備～

公園や広場は、子ども達の外遊び、高齢者など市民の憩いの場になっています。緑豊かな狭山丘陵に広がる公園、緑地や市街地の小公園を含め約100の公園のほか、子ども広場があります。西武拝島線東大和市駅前にはボウリング場やアイスホッケー場があり、多摩地域では特色ある施設として注目されます。

また、多摩地域を縦断しているモノレール駅は玉川上水や狭山丘陵へのウォーキングの拠点となっています。ホテル飛び交う野火止用水や鳥、小魚が群れる空堀川沿いにウォーキングコースが整備され、朝・夕多くの市民が散歩、散策しています。多摩湖、空堀川、野火止用水沿いなど、いずれも里山の景観と魚、野鳥が群れる水辺に人気があります。

東大和の特色を生かしたスポーツ活動の推進に向けて、自然を生かした取組と推進体制の充実が求められています。ICT（情報通信技術）を駆使して、多くの市民へ情報を届けるとともに、運動やスポーツに関する各施設での相談機能を充実させるべく、推進体制の確立に取り組んでいきます。

《体制整備に向けた取組》

- | | | |
|---|---------------------|--|
| 1 | 東大和の特色を生かしたスポーツ活動推進 | 多摩湖周回道路、遊歩道、公園を利用したウォーキングコース設定と、イベント実施
習慣定着型ウォーキング事業 |
| 2 | スポーツ施設の充実 | 既存施設等の整備・改修事業
温水プール・野球やサッカーグラウンド・
テニスコートなどの整備に向けた検討
指定管理者による自主的活動支援事業
他団体施設の利用拡大・広域的な施設利用
の検討 |
| 3 | 情報と相談体制確立 | 小・中学校の体育館・校庭利用のあり方の検討
インターネットを活用した情報提供事業
指定管理者による自主事業の情報提供
指定管理者によるスポーツ相談事業
運動習慣・身体活動に関する相談事業の検討
健康教育事業
健康相談事業 |

(3) 仕組みづくり

①推進方針

市の行政組織として、市全体の生涯学習・生涯スポーツ支援策を総括し、主導的立場でそれを推進していく部署を整備充実する必要があります。生涯学習・生涯スポーツに関する施策は多種多様な性格を持っており、他の施策との境界線もあいまいであることから、焦点が不明確になったり、市として統一性のないものになってしまう恐れがあります。

こうしたことを避けるため、まず、組織として生涯学習・生涯スポーツ行政の権限と責任を明確にしておくことが求められます。また、その一環として、運営者、コーディネーター、指導者、カウンセラー、研修担当などの担当者の役割分担を明確にし、きめ細かい生涯学習・生涯スポーツ支援を可能にするような体制をあらかじめ整備しておく必要があります。

**誰もが取り組める
生涯学習・生涯スポーツ社会の構築を目指して**

②推進目標

仕組みづくりでは、「生涯学習・生涯スポーツ社会」の実現という基本方針のもとに、次の2つの推進目標を掲げます。

目標1 地域社会に溶け込んだ仕組みをつくる

生涯学習・生涯スポーツは、人が人に教え、人が人から学ぶことを基本とするものであり、市民のあいだに、そうした互恵的な関係を醸成し、市民が、相互に教えたり学んだりする機会をつくっていくことが重要です。また、市民全体にわたって生涯学習・生涯スポーツを活性化していくためには、社会教育関係団体、NPO、ボランティア団体などの「生涯学習活動を支援するグループ」の果たす

役割が極めて大きいものとなります。このようないわゆる「中間支援組織」の育成を図り、その活動を支援することは、現代の行政の重要な使命であるともいえます。

また、生涯学習・生涯スポーツは、机の上だけの学習にとどまるものではなく、人々が学んだ成果を活かして他人に教えたり地域でボランティア活動に従事したりすることも、生涯学習の実践といえます。こうした観点から、生涯学習・生涯スポーツの成果を活かせる仕組みを構築します。

目標2 誰もが気軽に学習できる環境を整える

学習したいがどうしたらよいか、同じようなことを学習している人とサークルをつくりたい、活動に行き詰まったがどうしたらよいかなど、学習に関わる悩みは誰にでも生じるものであり、こうしたことについて相談に乗り、親身になって助言してくれるような仕組みを充実させる必要があります。

また、生涯学習・生涯スポーツは、個人の自由な選択のもとに成り立つものであり、生涯学習・生涯スポーツに関わる情報を収集・管理・提供することは極めて重要です。そのためには、メディアの充実及び活用が不可欠であり、様々なメディアを用意しておくことが重要です。また、スマートフォンの普及、インターネットの普及が急速に進んだことから、ICT（情報通信技術）の積極的活用が望まれます。

4. 施策の体系

【基本理念】

【施策の方向】

【基本方針】

【主な事業】

【推進方針】

【推進目標】

豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり



第4章 生涯学習・生涯スポーツ推進事業

1. 生涯学習の充実
2. 青少年の健全育成
3. 市民文化の振興
4. スポーツ・レクリエーションの推進
5. 生涯学習・生涯スポーツの仕組みづくり
6. 主な成果・活動指標

1. 生涯学習の充実

生涯学習は、幼児から高齢者まで、市民一人ひとりが楽しく充実した人生を送る上での基盤を提供するものです。学ぶことで多くの人たちと出会い、つながりを持つ中で学び、本を読んだり、スポーツをしたり、絵や音楽を楽しんだりすることも生涯学習です。

幼少の学習体験は、その後の成長に大きく関わってくることから、子どもの健全な成長を促すために、学校・家庭・地域が役割を分担し、その責任を果たす仕組みをつくっていくことが重要であり、それぞれの連携を強化することが求められています。生涯学習に関わる関係機関・団体等が連携し合うことで、生涯学習支援にかかる相乗効果が生まれることから、市民（市民団体）が相互に交流する機会を提供してネットワーク化を促したり、それらのあいだに信頼関係の構築と情報の共有が進むようにしたりする必要があります。

また、地域に所在する様々な課題を解決するためには、市民（市民団体）と行政とがそれぞれ有している資源（資金、人員、ノウハウ等）を相互に活用し合うことが必要であり、市民（市民団体）と行政との協働を推進します。

《基本方針》 1-1 生涯学習の支援

社会の急激な変化に伴い、安心して生活を送るために役立つような学習活動の重要性が増大しています。また地域には、環境問題など社会全体の課題でありながら、身近なところから一步一步地道な取組を進めていかなければならない学習課題も多数存在しています。これらに適切に対処するため、生活の中で直面する諸課題に関する学習活動を推進する必要があります。

市では、社会教育関係団体との連携、協力、支援に努め、生涯学習リーダーの養成とそれに伴うヒューマンネットワークの構築を図ります。また、公民館、図書館、郷土博物館、市民体育館等で実施される生涯学習に関する各種情報の提供の充実を図ります。

①社会教育関係団体との連携、協力、支援

事業名	事業内容	事業主管課
1 社会教育関係団体補助事業	社会教育関係団体への支援を行います。 補助対象団体の事業内容及び補助申請金額の見直しや、団体同士の横のつながりについて検討します。	社会教育課 (生涯学習係)
2 指導者賠償責任保険加入	子どもの健全育成を図るために、18歳以下の青少年を対象としたスポーツ、文化活動を行っている団体の指導者に対して、活動中に起こりうる事故について賠償保険に加入し、社会教育指導者の援助をします。	

②生涯学習リーダーの養成及びヒューマンネットワークの構築

事業名	事業内容	事業主管課
3 スタッフ養成事業	リーダー養成のための講座及び研修会等を開催します。	中央公民館
4 消費者団体連携事業	消費者パネル展等の実施を通じて、地域の消費者団体との連携を図ります。	市民生活課

③生涯学習に関する各種情報の提供の充実

事業名	事業内容	事業主管課
5 市報・ホームページを活用した情報提供	市のホームページや月2回発行される「東やまと市報」を活用して生涯学習に関する情報を提供していきます。市報は、希望がある場合には各ご家庭にお届けしているほか、市内の各駅、郵便局、公共施設等にも置いています。また、フェイスブックやツイッターなどの SNS を通じて各種イベントの情報提供も行います。	関係各課
6 人材バンク	人材バンクでは、これまでの経験や学習活動の成果を活用するための人材登録制度の整備とその運用を行っています。	社会教育課 (生涯学習係)
7 出前講座「多摩湖塾」	市民の市政に関する学習の機会の拡大を図るとともにまちづくりへの市民参加を推進することを目的として、市民団体等が自主的に行う学習会に、市職員を講師として派遣します。	社会教育課 (生涯学習係)
8 学びあいガイド発行	「学びあいガイド」では、市内で活動しているサークル・団体紹介や人材バンク制度の案内などを掲載しています。	社会教育課 (生涯学習係)
9 近隣自治体事業の情報提供	生涯学習やスポーツに関する近隣自治体のチラシ等を窓口を設置し、情報の提供を行います。	社会教育課 (郷土博物館・生涯学習係)
10 郷土博物館だより「光と風」発行事業	「郷土博物館だより」では、各種講座や、プラネタリウムの番組についてなど紹介します。	社会教育課 (郷土博物館)

事業名	事業内容	事業主管課
11 図書館だより等発行事業	「東大和市立図書館だより」やおはなし会等各種事業のチラシやブックリスト等の発行をします。	中央図書館
12 こうみんかんだより等発行事業	「こうみんかんだより」でのPR・チラシ置き場利用・チラシ用紙援助など、文化・芸術や歴史に関するグループ等に対する支援をします。	中央公民館
13 市内サークルPR事業	市内のサークル情報をホームページや学びあいガイドに掲載しています。	市民生活課・中央公民館
14 消費者保護啓発事業	消費生活にかかる知識の向上と意識啓発に努めることを目的に、消費者講座・見学会・出前寄席及びパネル展を実施します。	市民生活課
15 男女共同参画啓発事業	平成26年度から年5回の男女共同参画講座の実施、毎年、6月の男女共同参画週間におけるパネル展、2月の男女共同参画月間におけるフェスタや川柳展等、男女共同参画について意識や知識を深める場を提供しています。	市民生活課
16 ボランティアグループ紹介事業	市のホームページで、ボランティアグループの紹介や市の事業に協力している活動を紹介しています。	市民生活課
17 再就職における情報提供事業	再就職を希望する人たちに対する学習機会、資格取得機会などの情報を、職業能力開発センターやビジネス情報誌等関係機関からのパンフレットなどにより情報提供しています。	産業振興課
18 労働に関する情報の提供	東京都が編集・発行する「ポケット労働法」を庁内印刷で増刷し、配布しています。 また、平成21年、育児・介護休業法の改正があり、平成24年7月から従業員100人以下の事業主にも適用となったことから、周知に努めています。	産業振興課
19 子育てに関するPR事業	育成相談等総合相談、子育てハンドブック配付、専門（心理）相談などを通じ、発達段階に合った子育て支援に関する情報を提供します。	子育て支援課
20 廃棄物減量啓発事業	ごみ減量・分別に対する意識の向上を目的として、ごみ処理施設等見学会、出前講座を実施します。	ごみ対策課
21 講師派遣事業	健康に関する講座、教室は保健センターで行い、サークル等の要請により、専門職を集会所等に派遣しています。	健康課

④子育て支援の充実

事業名	事業内容	事業主管課
22 子育て学習事業	子育てに追われている市民の学習活動への参加を促す観点から、これらの市民に対する情報提供や各種サービスを実施します。保育付講座や親子サロン、また、かるがもひろばや子育てひろば事業など親子で参加できるサービスを実施します。	子育て支援課・中央公民館

事業名	事業内容	事業主管課
23 子育てサークル等推進事業	子育てサークルの活動案内、交流スペース（かるがもひろば）の開放、子育て講座開催など、子育ての悩みを持つ者同士が、気軽に交流や学習のできる機会の提供を行っています。	子育て支援課
24 育児に関する母子保健相談事業	乳幼児期の育児を中心とした健康・栄養・発育発達等に関して育児相談会や健診にて相談を行います。	健康課
25 育児に関する交流事業	育児に関する情報提供や相談機能の充実を図り、母親同士等の仲間づくりを行います。	健康課
26 親と子の環境教室	環境啓発活動の一環として、小学生以上の子どもとその保護者を対象とした環境教室を開催しています。この環境教室は、「武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市」の合同事業として、近隣4市と連携を図りながら、子どもたちの環境意識の向上を図っています。	環境課

⑤学校における生涯学習の充実

事業名	事業内容	事業主管課
27 児童・生徒の読書活動推進事業	児童・生徒の本に親しむ態度を育むため、司書教諭を中心に学校図書館指導員と連携して図書室の環境を整えるとともに、朝読書や読み聞かせ等の取組を行っています。	指導室
28 学校図書室での蔵書の充実	各校で読書活動計画を作成し、システムによる蔵書管理を行います。	指導室・学校教育課
29 地域の教育力活用事業	学校において、地域の教育力を活用した生活課題（環境、消費者、食育、金融等）に関する教育を実施しています。	指導室
30 郷土博物館連携事業	学校の要望に応じて、理科、社会科、生活科、総合的な学習などの授業に協力します。	社会教育課（郷土博物館）

⑥障がい者への支援

事業名	事業内容	事業主管課
31 障がい者の施設利用支援事業	障害者手帳の提示により、本人と介助者1人についてプラネタリウム観覧料を免除しています。また、市民体育館でもトレーニングルームを利用の場合、料金の減免をします。	社会教育課（郷土博物館）

⑦高齢者への支援

事業名	事業内容	事業主管課
32 介護予防リーダー等養成講座	地域の介護予防活動に取り組むボランティアである「介護予防リーダー及び体操普及推進員」の養成講座を実施します。	高齢介護課

⑧その他事業

事業名	事業内容	事業主管課
33 農業体験事業	農家の協力を得て、お茶づくり体験など、各種農業体験を実施します。	産業振興課
34 日本語ボランティアへの支援事業	外国籍等市民の日本語学習支援として、学習の場の確保とグループの円滑な活動への支援を実施します。	市民生活課

《基本方針》 1-2 学習施設の整備

生涯学習の内容や方法は、市民一人ひとりによって異なりますが、いかなる形であるにせよ、生涯学習は、人々がいきいきとした人生を送ったり豊かな地域社会を創造したりする上で重要な役割を果たすものであり、誰もが、いつでも、自由に、活動を実践できるようにするため、生涯学習にかかる基盤を整備していくことが求められています。

こうしたことは、何よりも行政機関や関係団体において政策的なレベルで行うことが求められますが、特定の機関・団体だけが行うものでなく、すべての市民が、それぞれの立場に応じて行うことが期待されます。

市では、公民館、図書館、郷土博物館等の学習関連施設の整備、充実を図ります。

①生涯学習相談体制の充実

事業名	事業内容	事業主管課
35 各施設における相談体制の充実	市民からの生涯学習に関する窓口相談体制の仕組みを検討します。	社会教育課 (生涯学習係)

②学習関連施設の整備、充実

事業名	事業内容	事業主管課
36 公民館施設整備・改修事業	障がい者、勤労者、介護している人等が施設を利用しやすくなるような、施設の改善及び適切な利用条件の整備を行います。	中央公民館
37 図書館施設整備・改修事業	より学習しやすい環境の整備という観点から、社会教育施設の一層の整備を行います。	中央図書館
38 郷土博物館施設整備・改修事業	来館者が安全に利用できるよう、施設の修繕などを行います。	社会教育課 (郷土博物館)

《基本方針》 1－3 情報化の推進

生涯学習は、個人の自由な選択のもとに成り立つものであり、生涯学習に関わる情報を収集・管理・提供することは極めて重要です。そのためには、通信環境や情報端末の充実及び活用が不可欠です。急速な進歩を遂げる ICT（情報通信技術）に対応すべく、ICT の動向を把握し、情報化に取り残されない環境の整備に努めます。

また市では、公民館、図書館、郷土博物館、市民体育館等、生涯学習関連施設間のネットワークの確立を目指すとともに、情報社会に対応するため、人材の育成に努めます。

①生涯学習関連施設間のネットワークの確立

事業名	事業内容	事業主管課
39 公共施設での通信環境整備の検討	市内各公共施設における、Wi-Fi 環境等の整備を検討します。	全 課

②情報社会に対応した人材の育成

事業名	事業内容	事業主管課
40 ポータルサイト管理運営のための人材育成	多摩・島しょわがまち活性化助成事業によるポータルサイト講座を実施し、運営を担う人材を育成します。	中央公民館

《基本方針》 1-4 公民館活動の充実

公民館は地域住民にとって最も身近な学習の拠点として重要な役割を果たしています。公民館では、市民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われていますが、地域住民の交流の場としての機能も併せ持っています。今後は、地域の要請に的確に対応した取組や、子どもや若者、働き盛りの世代、高齢者も含めて、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されています。

市では、市民の学習要望に応える学習講座等の充実に努め、学習グループや各種団体の援助に努めます。

①学習講座等の充実

事業名	事業内容	事業主管課
41 市民の読書活動推進事業	狭山・蔵敷公民館図書室での貸出し、蔵敷公民館読み聞かせグループによる読み聞かせイベントを実施します。	中央公民館
42 次世代文化活動体験教室事業	次世代の文化体験事業を実施します。	
43 子ども芸術文化参加活動	芸術・文化活動に参加する機会として、まつり・オータムフェスティバルなどを実施します。	
44 食育講座事業	調理実習室を活用した食育に関する学習機会を提供します。	
45 夏休み☆みんなでつくる遊空間	公民館利用グループによる小学生への体験教室を実施します。	
46 職業体験学習事業	青少年の体験学習を含めた、生きがいや働くことに関する学習機会を提供します。	
47 地域の歴史・文化学習事業	地域の歴史や文化に関する学習活動・継承活動に対する支援を実施します。講師の育成について検討し、郷土博物館と連携していきます。	
48 地域課題学習支援事業	省資源、環境問題、ごみ減量、消費者保護等のトラブルなど生活の中で直面する諸課題に関する学習機会を提供します。	
49 成人向け地域活動講座事業	地域に関する情報の提供及び「地域デビュー」講座を実施します。	
50 市民大学	市民による市民大学の企画や運営事業を支援します。	

②学習グループや各種団体の援助

事業名	事業内容	事業主管課
51 こうみんかんだよりの団体 PR 事業	こうみんかんだよりの中の情報コーナー等により団体の PR を行います。	中央公民館
52 団体等に対する支援事業	用紙援助、公開学習会、こうみんかんだよりの情報コーナーの活用等、生涯学習を推進する団体等に対する支援を行います。	

③子育て支援の充実

事業名	事業内容	事業主管課
53 保育室活用事業	グループへの保育室提供、保育室を考える会などの学習交流事業などを実施します。	中央公民館

④その他事業

事業名	事業内容	事業主管課
54 調理実習室及び調理器具の貸し出し	調理実習室及び調理器具の貸し出しなどにより、食育に関する学習機会を提供します。	中央公民館
55 市民参加推進事業	企画委員や実行委員方式講座の実施など、各種講座等の企画や運営に参加できる機会を提供します。	
56 手話通訳者配置事業	主催事業において、手話通訳者の配置等障がいのある人への配慮を行います。	
57 利用者懇談会	利用者と職員が意見交換し交流する機会を提供します。	
58 他市公民館等連携事業	東京都公民館連絡協議会など近隣の自治体等と連携します。	
59 各種実行委員会方式事業	特定のテーマについて市民（市民団体）と行政との協働による事業を実施していきます。	
60 グループ活動講習会	グループ活動についての学習機会を提供します。	
61 障がい者青年教室・外国人と市民との交流会	知的障がいのある若者と健常の若者が交流する障がい者青年教室「青年ビートクラブ」や外国人と市民との交流会を実施します。	

《基本方針》 1－5 図書館活動の充実

図書館は、乳幼児から高齢者まで、市民すべての生涯学習に資するとともに、情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場です。また、乳幼児・児童・青少年の人間形成において、豊かな読書経験は極めて重要な学習であり、生涯にわたる図書館利用の基礎を形づくるためにも、乳幼児・児童・青少年に対する図書館サービスは重視していく必要があります。

また、学校図書館との連携をすすめ、児童・生徒に対して利用案内を行うとともに、求めに応じて学校における学習や読書を支援することも重要です。

市では、多様化、高度化する市民の学習要求に対応するため、資料の充実を図り、図書館サービスの一層の充実を目指します。

①市民の読書活動推進事業

事業名	事業内容	事業主管課
62 親子読書活動	親と子がともに本を通じて触れ合いの時間・場をもち、物語の世界を楽しむ力を育てます。	中央図書館
63 読み聞かせ活動	優れた絵本を読み聞かせることにより、子どもが美しい言葉と絵をとおして、絵本に親しむことができます。	
64 おはなし会（館内・出前）等の開催	昔話等のストーリーテリング（素ばなし）を聴くことで、おはなしの世界を体験し、想像する力を育て、読書への導入とします。また、わらべうたやブックトーク等を通じてより広い読書の世界を体験できるようにします。	
65 図書展示	その時々季節や様々なテーマにあった資料を展示することで、今まで触れることの無かった知識や読書の楽しみを知ることができるようにします。	
66 開館日及び開館時間の拡大	市民が図書館を利用し、読書の楽しみや知識・情報を得られやすいように、利用環境の拡充を図ります。	
67 講演会等の実施	本や図書館等についての講演会等の行事を実施し、市民の本や図書館に対する関心を高め、読書活動を推進します。	
68 ブックスタート事業への協力	乳幼児期から絵本の世界に触れる楽しみを知り、成長してからの読書に繋がります。	
69 図書館見学会	普段見ることの無い、図書館の内側を見学し、クラスの仲間と一緒に「おはなし会」等を楽しむことにより、本や図書館への親しみを深めます。	

②蔵書及び地域資料の充実

事業名	事業内容	事業主管課
70 蔵書の充実及びサービス向上事業	収集方針をもとに計画的に蔵書の充実を図ります。	中央図書館
71 地域資料の収集・貸出	東大和市を中心に、広く地域に関連する資料を収集し貸出し、地域の歴史や文化に関する学習活動・継承活動に対する支援を実施します。	
72 一般書・児童書の収集・貸出	幅広い読書要求に応える様々な資料を収集し貸出をします。	

③図書館サービスの充実

事業名	事業内容	事業主管課
73 蔵書の充実及びサービス向上事業（再掲）	収集方針をもとに計画的に蔵書の充実を図ります。	中央図書館
74 託児付講座及び障がいサービス推進事業	託児サービスや図書館資料の利用に障がいのある人たち等へのサービスの充実を図ります。	

《基本方針》 1－6 郷土博物館事業の充実

社会教育施設はいわば市民の財産であり、市民が生涯学習活動を展開する上での貴重なインフラ（社会基盤）です。それらは、本来の目的との関連を十分踏まえた上で、市民のニーズに即して一層の有効活用を進めていく必要があります。

プラネタリウムも備えた東大和市立郷土博物館のメインテーマは「狭山丘陵と暮らし」です。建物の中だけではなく、狭山丘陵全体を活動の舞台として、郷土の歴史、民俗、自然に関する事業を行います。

①郷土博物館事業の充実

事業名	事業内容	事業主管課
75 郷土資料収集活用事業	郷土博物館における資料収集や調査研究、展示活動の充実を図ります。	社会教育課 (郷土博物館)
76 里正日誌の活字本刊行事業	毎年 1 冊ずつ刊行及び次年度に刊行するための読み下し作業を行います。	
77 企画展示室及びロビーでの展示事業	地域の自然、歴史、民俗を主なテーマに期間を限定した展示を行います。	

事業名	事業内容	事業主管課
78 古文書調査事業	市内に伝わる古文書について、目録化する作業を行います。	社会教育課 (郷土博物館)
79 鳥類等調査事業	市立狭山緑地に生息する鳥類について把握するために、調査を行います。	
80 自然及び天文関係等の講座開設事業	観察会や講演会など、体験学習を含めて、年間をとおして開催します。	
81 文化財(旧日立航空機変電所)等公開事業	旧日立航空機(株)変電所や旧吉岡家住宅主屋兼アトリエ等の特別公開、文化財めぐり等を実施します。平成25年度からは展示ガイド等も行っていきます。	
82 プラネタリウム投影事業	四季折々の星空を開設する、一般投影のほか、子ども番組や特別番組を投影します。	
83 狭山丘陵環境学習事業	狭山丘陵の自然について、観察する事業を行います。	
84 学校教育との連携事業	学校の要望に応じて、理科、社会科、生活科、総合的な学習などの授業に協力します。	
85 近隣大学との連携事業	近隣大学の講師による講演会の開催、小学校の地域学習、歴史学習の授業での連携協力を進めていきます。また、(故)吉岡堅二画伯の生活用具などの調査については武蔵野美術大学民俗学研究室に協力を依頼することで進めていきます。	

2. 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境の改善は、家庭、学校、地域社会のすべての市民が自らのこととしてとらえ、考えていかなければならない重要な課題となっています。基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など基礎的な資質や能力の育成といった、家庭教育力の低下が進行しており、その社会的支援が求められています。

携帯電話の普及、インターネットによる青少年の有害情報へのアクセスが大きな問題となっており、これら有害環境の浄化が求められています。また、青少年に対する人権侵害についても、憂慮すべき状況にあります。

地域社会との接触が希薄になりがちな青少年が社会参加をしていけるような健全育成対策の必要性が高まっています。青少年問題協議会や各青少年対策地区委員会、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、青少年の健全育成を進めていく必要があります。

《基本方針》 2-1 育成環境の整備

青少年に対しては、自立の先送りの傾向や社会性・コミュニケーション能力の欠如等が指摘されています。しかしながら、青少年を元気に明るく前向きに、自分の人生や様々な人と向き合えるようにしていくためには、青少年が、自由に活動したり発想が活かされたり多様な人々と交流したりできる場を、地域社会の中に整備していくことが必要です。

①青少年の健全育成組織・団体等の組織体制の充実

事業名	事業内容	事業主管課
86 青少年対策地区連絡協議会への支援事業	青少年が地域に愛着を持ち豊かな人間関係を築くことができるようにするため、地域の行事等への参加を促します。	青少年課

②その他事業

事業名	事業内容	事業主管課
87 防犯対策事業	安全安心情報発信サービスによる、特殊詐欺等の犯罪への注意喚起や不審者出没等の情報提供を行います。	防災安全課

事業名	事業内容	事業主管課
88 自治会活性化事業	自治会長等会議などを開催し、地域の中で新しいことに取り組んでいる自治会に活動内容を発表してもらい、連携して活動するきっかけとなることを目指します。	市民生活課

《基本方針》 2-2 育成施設の管理

放課後の子どもたちの安心・安全で健やかな活動場所の確保を図るため、96か所の公園・緑地（緑道を含む）及び19か所のこども広場の維持管理を行い、安全で利用しやすい環境の確保に努めています。また、児童館についても、安全で利用しやすい環境の維持管理に努めます。

①公園及びこども広場の維持管理

事業名	事業内容	事業主管課
89 公園管理事業	年間を通じて、清掃、除草、樹木剪定、害虫駆除及び遊具の点検・補修を行います。	環境課
90 こども広場管理事業	安全で利用しやすい環境の確保が図れるよう、維持管理を行います。	

②育成施設の維持管理

事業名	事業内容	事業主管課
91 児童館の維持管理	児童のための自由な活動や遊びなどの拠点として、適切な状態を保ち続けます。	青少年課

《基本方針》 2-3 活動の充実と社会参加の促進

市では、青少年問題協議会事業として善行青少年の表彰や、市内駅等での啓発活動、青少年健全育成方針の作成などを実施しています。また、小学校区ごとに設置されている10の青少年対策地区委員会の実施事業に対し、助成等を行うと同時に、青少年をめぐる社会環境の浄化に努めています。

今後は、青少年の活動の充実と社会参加を促すため、健全育成事業の推進に努めます。また、青少年交流活動を推進し、青少年の非行と犯罪被害防止の事業の推進に努めます。

①健全育成事業の推進

事業名	事業内容	事業主管課
92 小・中学生の職場体験事業	体験学習を含めた、生きがいや働くことに関する学習機会を提供します。中学校では職場体験学習、小学校では職場訪問を実施します。	指導室
93 小・中学校情報連携事業	部活動体験や中学校訪問、生徒会役員による学校説明会など、小・中学生の交流の機会を確保します。	指導室
94 地域との連携によるいじめ防止事業	教師、保護者、地域住民の連携によるいじめの防止や相談体制を整備します。	指導室
95 子どもの虐待防止事業	子どもの虐待防止に関する啓発や学習機会の提供を図ります。	指導室・子育て支援課
96 新成人参加型の成人式	新成人で構成される実行委員会を立ち上げ、新成人の自主性を尊重し、意向を反映させる機会を提供します。	社会教育課 (生涯学習係)

②青少年交流活動の推進

事業名	事業内容	事業主管課
97 放課後子ども教室推進事業	地域の諸団体やNPO等と連携し、子どもが集団で遊んだり、体験活動等を行ったりすることができる「子どもの居場所」づくりを行います。	青少年課

③青少年の非行と犯罪被害防止の事業の推進

事業名	事業内容	事業主管課
98 青少対での青少年への声かけ及びパトロール	青少年の健やかな成長を願い活動する小学校区ごとに設置されている委員会において、社会環境の浄化を目的として実施します。	青少年課
99 薬物乱用防止推進事業	学校、保健所、警察等関係機関が連携し、地域が一体となって、未成年者等について薬物乱用防止に関する教育や啓発活動を実施します。	健康課

3. 市民文化の振興

市民個人の志向する文化に対する需要に応えること、また、文化活動が地域に根つき、活発化するための支援が望まれています。

市民会館（ハミングホール）には、平成 21（2009）年度から指定管理者制度が導入され、市民サービスをより向上させることや効率的な運営が求められています。また、狭山丘陵を背景として、生まれ、守り伝えられてきた文化財は、郷土博物館を核として、その保存と活用を図っていく必要があります。そのためには、文化財の保護に対する一層の理解を深める必要があります。

市内在住であった(故)吉岡堅二画伯の寄贈作品の公開・展示のための旧吉岡家住宅主屋兼アトリエ等の整備が課題となっています。

文化振興のため、文化・芸術施策の長期的な目標や方向性を明らかにする必要があります。

《基本方針》 3-1 文化活動の振興

文化活動の振興のために、まず、市民会館（ハミングホール）の管理・運営を充実させ、文化振興施策の長期的な指針の策定を行っていきます。文化振興施策はビジョン策定のための調査研究を行い、東大和市の伝統・文化を改めて認識し、長期的な視野にたった方向性を検討していきます。

また、市民文化祭は、よりいっそうの充実を図るため、実行委員会において、新規で活動する人の創出を検討していきます。

①文化施設の充実

事業名	事業内容	事業主管課
100 市民会館管理・運営事業	利用者のニーズに柔軟に対応できるよう配慮し、市民の文化・芸術活動の奨励・普及のための事業や文化・芸術活動を行う市民等の育成を目的とした事業などを、指定管理者において実施します。	市民生活課

②文化振興施策の長期的な指針の策定

事業名	事業内容	事業主管課
101 文化芸術振興ビジョンの策定に係る調査・研究	文化芸術振興に関わる部署と連携し、ビジョンの策定に係る長期的目標や方向性について調査・研究を図ります。	市民生活課

③市民文化祭の充実

事業名	事業内容	事業主管課
102 市民文化祭	市民の文化活動の振興と市民相互の交流を図ることを目的として、毎年、市、教育委員会と文化協会の三者の主催により、10月から11月の初旬にかけて実施しています。	社会教育課 (生涯学習係)

《基本方針》 3-2 郷土文化財の保存・活用

市民文化の振興のためには、これまで育まれてきた東大和の文化を知り、保存し、次代に継承していくことが重要です。これまで守り伝えられてきた文化財は、郷土博物館や図書館等と連携して、保存と活用を図っていきます。そのために、文化財を保存・公開するなど情報を提供していくことで保護に対する理解を深め、若い世代への継承活動、後継者の育成を図っていきます。

①郷土文化財の保存・活用

事業名	事業内容	事業主管課
(75) 郷土資料収集活用事業(再掲)	郷土博物館における資料収集や調査研究、展示活動の充実を図ります。	社会教育課 (郷土博物館)
(71) 地域資料の収集・貸出(再掲)	東大和市を中心に、広く地域に関連する資料を収集し貸出し、地域の歴史や文化に関する学習活動・継承活動に対する支援を実施します。	中央図書館
(81) 文化財(旧日立航空機変電所)等公開事業(再掲)	旧日立航空機(株)変電所や旧吉岡家住宅主屋兼アトリエ等の特別公開、文化財めぐり等を実施します。平成25年度からは展示ガイド等も行っていきます。	社会教育課 (郷土博物館)
103 観光資源としての文化財の活用	文化財ボランティア及び観光ボランティアガイドと連携し、来訪者に文化財を通じて市の魅力を発信していきます。	社会教育課 (郷土博物館) 産業振興課

事業名	事業内容	事業主管課
104 郷土芸能団体助成事業	文学、歴史、美術工芸、邦楽洋楽など文化・芸術や歴史に関する学習活動の活性化のため、若い世代に対する継承活動の実施や後継者の育成を支援します。	社会教育課 (郷土博物館)

《基本方針》 3-3 文化施設の整備

日本画家・(故)吉岡堅二画伯邸を、将来記念館的な施設(登録有形文化財名称:旧吉岡家住宅主屋兼アトリエほか3件)として公開するため、資料の目録作成や寄贈された絵画の修復、額装のほか、母屋や庭園の管理を行います。

①旧吉岡家住宅主屋兼アトリエ等の整備

事業名	事業内容	事業主管課
105 旧吉岡家住宅主屋兼アトリエ等の公開	春・秋の2回に作品を展示し、母屋・アトリエを公開しています。また、母屋、お庭、展示の各種ガイドも行います。	社会教育課 (郷土博物館)

4. スポーツ・レクリエーションの推進

市民のスポーツ・身近な運動を充実することは、人間の権利として生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健康づくりを図る上で大切なものですが、それは人と人が地域でつながりを深め、ともにスポーツなどに親しむ「地域づくり」の方策としても大切なものです。働いている人、仕事をリタイアした人、スポーツが苦手な人なども気軽に行えるということが大切です。

おりしも2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催も迫り、スポーツ、身近な運動と外遊びの充実を図る好機を迎えています。競技スポーツの盛り上がり、市民の健康長寿のためのもの、地域づくりのものへと充実することができます。障がいの有無に関わらず、また高齢者も妊産婦も子どももライフステージに応じてスポーツなどを楽しみ、すべての市民が元気で明るく、健康長寿に生きる地域づくりへと発展させることができると考えます。

《基本方針》 4-1 生涯スポーツの振興

地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、『多種目』『多世代』『多志向』の総合型地域スポーツクラブの今後の育成方針を検討しながら、地域スポーツクラブの育成に努めます。また、学校・スポーツ団体等との連携の強化に努め、子どものスポーツへの取組を支援するとともに、高齢者や障がい者のスポーツにも積極的に取り組んでいきます。

①地域スポーツクラブの育成

事業名	事業内容	事業主管課
106 地域スポーツクラブ育成事業	総合型地域スポーツクラブの今後の育成方針についての位置づけを検討し、地域スポーツクラブの育成を図ります。	社会教育課 (生涯学習係)

②学校・スポーツ団体等との連携の強化

事業名	事業内容	事業主管課
107 スポーツ指導者育成事業	スポーツボランティアの登録制度など、体育協会だけでなく指定管理者とも一緒になって指導者養成の仕組みを検討していきます。	社会教育課 (生涯学習係)
108 中学校運動部活動における高校生との連携	市内都立高等学校と市内中学校で合同部活動を実施するなど、連携の強化を図ります。	指導室
109 ラジオ体操事業	体育協会加盟のラジオ体操連盟において、子どもたちの健全育成や体力向上などを目的に夏休みの期間ラジオ体操を実施します。	社会教育課 (生涯学習係)
110 市民体育大会	広く市民のあいだにスポーツを振興し、あわせて市民の健康増進、競技力向上及び相互交流を図るため、市、教育委員会、体育協会が共催してスポーツ大会を実施します。	社会教育課 (生涯学習係)
111 ジュニア育成事業	体育協会において、青少年の健全育成や子どもの競技力の向上を図るためジュニア育成事業を実施します。	社会教育課 (生涯学習係)
112 スポーツ推進委員との連携	市主催の様々なスポーツ事業において、リーダー的役割を担ってもらうため、スポーツ推進委員との連携を強化します。	社会教育課 (生涯学習係)

③高齢者スポーツの推進

事業名	事業内容	事業主管課
113 高齢者スポーツ情報提供事業	高齢者が自主的・積極的に参加することができ、心身の健康を保持して豊かな生活を営むことができるよう、高齢者に適したスポーツ・レクリエーション活動の情報を提供します。	社会教育課 (生涯学習係)
114 運動施設の利用促進事業	市内の土地をゲートボール場等として市で借り上げ、高齢者スポーツの推進を図ります。	
115 ニュースポーツ等普及啓発事業	スポーツ推進委員が中心となり、誰もができるニュースポーツ等の普及啓発を図ります。	

④障がい者スポーツの推進

事業名	事業内容	事業主管課
116 障がい者スポーツ普及啓発推進事業	オリンピック・パラリンピック東京開催を見据え、障がい者バスケット大会の誘致や小・中学生への体験教室及びボッチャ大会など障がい者スポーツの普及啓発をします。	社会教育課 (生涯学習係)
117 ニュースポーツ等普及啓発事業(再掲)	スポーツ推進委員が中心となり、誰もができるニュースポーツ等の普及啓発を図ります。	

《基本方針》 4-2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

スポーツ・レクリエーションの取組を個人の努力だけに任せるのではなく、様々な機会を設けることで、スポーツに気軽に取り組みよう、スポーツに関する各種教室・大会の充実を図ります。

また、多くの市民がスポーツに取り組みやすい環境を整えるには、スポーツ指導者の養成とスポーツ組織・団体の育成も不可欠です。生涯学習としてのスポーツの取組は、一人ひとりの健康増進に寄与するだけでなく、地域のコミュニケーションを促し地域づくりにも重要な取組であると考えられるため、スポーツ推進の環境整備に積極的に取り組んでいきます。

①スポーツに関する各種教室・大会の充実

事業名	事業内容	事業主管課
118 ふれあい市民運動会	スポーツ・レクリエーションを通じて地域コミュニティを広げるとともに、健康保持と相互交流を図るため、ふれあい市民運動会を実施します。	社会教育課 (生涯学習係)
119 ロードレース大会	健康増進と体力向上を図るため、市内小・中学生を中心に、ロードレース大会を実施します。	
120 多摩湖駅伝大会	広く市民のあいだにスポーツを振興し、あわせて、市民の健康増進、体力向上及び観光振興を図るため、多摩湖駅伝大会を実施します。	
121 その他スポーツ大会事業	市のスポーツ行政を担うスポーツ推進委員において、様々なスポーツ大会を実施します。	
122 地域の特色を活かした事業の検討	自然豊かな狭山丘陵や東大和のシンボルである多摩湖を活用したスポーツ事業を検討します。	

②スポーツ指導者の養成・確保

事業名	事業内容	事業主管課
(107) スポーツ指導者育成事業(再掲)	スポーツボランティアの登録制度など、体育協会だけでなく指定管理者とも一緒になって指導者養成の仕組みを検討していきます。	社会教育課 (生涯学習係)

③スポーツ組織・団体の育成

事業名	事業内容	事業主管課
(1) 社会教育関係団体補助事業（再掲）	地域スポーツ振興の核となるスポーツ団体等への支援を実施します。	社会教育課 （生涯学習係）
123 スポーツ大会参加助成事業	都民体育大会等へ参加する、体育協会加盟の各連盟に対し、参加費や交通費等の助成を実施します。	

④オリンピック・パラリンピックに向けた取組の充実

事業名	事業内容	事業主管課
124 普及啓発等事業	市主催のスポーツ大会の中でパネルを設置する等の普及啓発活動を実施します。	社会教育課 （生涯学習係）
125 障がい者スポーツ地域振興事業	積極的に障がい者のスポーツ大会を誘致し、パラリンピック東京大会の普及啓発を図ります。	
126 スポーツ施設整備事業	オリンピック・パラリンピックの東京開催を見据え、老朽化した市内のスポーツ施設の整備を図ります。	

《基本方針》 4－3 情報・相談機能の充実

スポーツや運動に馴染みがない人にとっては、まず、最初の取り掛かりのハードルが高くて躊躇している人も多いと思われます。しかし、スポーツができる場所や機会の存在を簡単に知ることが出来れば、スポーツや運動へのハードルは下がり、日常生活の中に自然に溶け込んでくるものと思われます。

そのため、生活に浸透してきた ICT（情報通信技術）の端末を活用した情報提供や相談窓口の充実を図り、スポーツや運動をしたいと思ったときに、すぐに取り組める体制の強化を図っていきます。

①スポーツに関する情報提供システムの構築

事業名	事業内容	事業主管課
127 インターネットを活用した情報提供事業	市主催のスポーツ大会における独自のホームページ作成により、情報提供の充実を図ります。	社会教育課 （生涯学習係）

事業名	事業内容	事業主管課
128 指定管理者による自主事業の情報提供	指定管理者による様々な自主事業の情報提供の充実を図ります。	社会教育課 (生涯学習係)

②スポーツに関する相談体制の充実

事業名	事業内容	事業主管課
129 指定管理者によるスポーツ相談事業	体育施設の指定管理者により、専門的な見地から市民の相談業務を行います。	社会教育課 (生涯学習係)
130 スポーツ・健康に関する相談体制の検討	指定管理者と連携し、様々なスポーツやそれに伴う健康に関する相談窓口体制を検討します。	社会教育課 (生涯学習係)

《基本方針》 4-4 スポーツ施設の充実

平成 22 年度から市民体育館・市民プール等既設の体育施設の管理運営に、指定管理者制度を導入しています。更なるサービスの向上に向けて、指定管理者と協議しながら、市民の利用増加に取り組んでいきます。

また、既存施設等の整備に努めるとともに、市内スポーツ団体の自主的活動への援助を行います。更に、民間施設等の活用にも努めるとともに広域的な施設利用を検討します。

①既存施設等の整備

事業名	事業内容	事業主管課
131 体育・スポーツ施設整備・改修事業	市民体育館等の既存施設の改修などスポーツ施設の整備を適宜行います。施設の大規模改修については、引き続き市の実施計画の中で計画的に実施していきます。	社会教育課 (生涯学習係)
132 体育・スポーツ施設充実検討事業	不足している運動施設の整備に向けた検討を行います。	社会教育課 (生涯学習係)

②自主的活動への援助

事業名	事業内容	事業主管課
133 指定管理者による自主的活動支援事業	体育施設の指定管理者により、専門的な見地から市民の相談業務を行います。	社会教育課 (生涯学習係)

③民間施設等の活用

事業名	事業内容	事業主管課
134 他団体施設の利用拡大事業	市内の体育施設が不足する中、引き続き利用拡大に向けて、他団体施設との調整を積極的に進め、広域的な施設利用を検討します。	社会教育課 (生涯学習係)
135 小・中学校の体育館・校庭の開放	市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、引き続き、施設の開放に努めるとともに、利用方法についても検討します。	社会教育課 (生涯学習係)

《基本方針》 4-5 健康づくりの推進

市民自らが心身ともに健康でいきいきとした、豊かな人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸に取り組み、その実現を図るため、市民、事業者、関係機関、行政がともに健康づくりに取り組むことが求められています。

「自らの健康は自らが守ることを基本とした健康の保持・増進のための体制の整備」を推進するために、WHO（世界保健機関）が提唱した「ヘルスプロモーション」の考えに立ち、ソーシャル・キャピタルを活用し、地域社会のつながりを豊かにし健康づくりの取組ができるような体制整備を検討していきます。

①健康づくりの意識啓発

事業名	事業内容	事業主管課
136 習慣定着型ウォーキング事業	市民の健康増進・スポーツ習慣定着を目的に、ウォーキング等事業を実施します。	社会教育課 (生涯学習係)
137 健康啓発教育事業	市報やホームページなどを活用し、健（検）診や健康教室についての啓発周知を行っていきます。 平成26年度より、東大和市健康づくりカレンダーを作成し、全戸配布しています。	健康課

事業名	事業内容	事業主管課
138 健康相談事業	心身や生き方についての心の健康づくりの講座や相談事業の実施、保健師等の訪問による相談助言指導を実施していきます。	健康課

②食育推進の充実

事業名	事業内容	事業主管課
139 食育推進事業	家庭において食の楽しさを実感し、正しい食習慣等を身につけてもらうための食育についての教室等を実施していきます。	健康課

5. 生涯学習・生涯スポーツの仕組みづくり

生涯学習・生涯スポーツ推進計画は、実際に行政が施策を講じる際の基本的な指針となるものであり、それが円滑かつ効率的に実施されるよう行政として体制を整備する必要があります。このことは、生涯学習・生涯スポーツ推進計画を具体化し市民の生活に活かしていく上で不可欠なことです。

まずは、生涯学習・生涯スポーツに関連する多くの組織・団体が連携していくことが計画的な推進には欠かせない要素となります。そのため、市全体としての組織体制の充実を図り地域の連携を図っていきます。また、目標の実現に向けて取り組んでいくためには、計画の進捗状況を把握し、実情にあわせて適宜実施体制を修正していくことが求められますので、進行管理の役割も重要な活動といえます。

更に、社会の情報化の進展に合わせた、情報化の推進が求められています。いつでも、どこでも知りたい情報を取得できることは、生涯学習・生涯スポーツの推進において極めて重要な要素だと考えられます。今後、更に進むであろう情報化の潮流に乗り遅れることなく、時代に即した環境の整備を進めていきます。

《基本方針》 5-1 推進体制の整備

生涯学習・生涯スポーツの範囲は、幅広くその内容は多岐にわたります。生涯学習・生涯スポーツ推進計画は、それをまとめ、目標として示したものであり、それを円滑かつ効率的に実施していくためには、関係する部局の積極的な取組とそれら相互の連携が不可欠です。そのため、生涯学習・生涯スポーツ推進計画の実施状況を点検・調整する仕組みを整備します。

①組織体制の充実

事業名	事業内容	事業主管課
140 生涯学習・生涯スポーツに係る連携強化の検討	生涯学習・生涯スポーツを推進するための社会的条件を整備するため、例えば、子育て支援に対する企業の支援、企業と地域との連携などに関わる国や東京都、企業などへ働きかけの強化を図っていきます。	社会教育部全課

事業名	事業内容	事業主管課
141 生涯学習・生涯スポーツサポーター（ボランティア）の検討	生涯学習やスポーツに係るボランティアの募集や育成に関する仕組みづくりを検討します。	社会教育課（生涯学習係）
142 有資格者の配置	専門の相談員を育成・確保し、市役所等に配置することを検討します。	社会教育部全課

②地域連携の推進

事業名	事業内容	事業主管課
(88) 自治会活性化事業（再掲）	自治会長等会議などを開催し、地域の中で新しいことに取り組んでいる自治会に活動内容を発表してもらい、連携して活動するきっかけとなることを目指します。	市民生活課
143 市民協働推進事業	策定した職員向けの市民協働に関する指針をもとに、引き続き職員への周知及び理解の促進を図り、各事業において更に市民協働を取り入れていくよう促します。	市民生活課
144 官民連携推進事業	市主催の様々な事業において、PR等を強化するため、地域企業との連携を図ります。	関係各課

《基本方針》 5－2 計画の進行管理

策定された生涯学習・生涯スポーツ推進計画に掲げられた生涯学習・生涯スポーツ施策（事業）の進捗状況報告書を作成し、その評価を実施し、今後の施策等に活用します。また、各課が行う事務事業評価を活用するなどの方法で各事業内容の進捗管理を行っていきます。

①計画にもとづいた生涯学習の推進

事業名	事業内容	事業主管課
145 事務事業評価	定期的な行政内部における自己評価を実施します。	関係各課
146 外部評価事業	市民による外部評価の実施とその結果の公表を行っていきます。	

《基本方針》 5－3 情報化の推進（再掲）

生涯学習・生涯スポーツは、個人の自由な選択のもとに成り立つものであり、生涯学習・生涯スポーツに関わる情報を収集・管理・提供することは極めて重要です。そのためには、通信環境や情報端末の充実及び活用が不可欠です。急速な進歩を遂げる ICT（情報通信技術）に対応すべく、ICT の動向を把握し、情報化に取り残されない環境の整備に努めます。

また市では、公民館、図書館、郷土博物館、市民体育館等、生涯学習・生涯スポーツ関連施設間のネットワークの確立を目指すとともに、情報社会に対応するため、人材の育成に努めます。

①生涯学習・生涯スポーツ関連施設間のネットワークの確立

事業名	事業内容	事業主管課
(39) 公共施設での通信環境整備の検討（再掲）	市内各公共施設における、Wi-Fi 環境等の整備を検討します。	関係各課

②情報社会に対応した人材の育成

事業名	事業内容	事業主管課
(40) ポータルサイト管理運営のための人材育成（再掲）	多摩・島しょわがまち活性化助成事業によるポータルサイト講座を実施し、運営を担う人材を育成します。	中央公民館

6. 主な成果・活動指標

本計画の成果を評価し、次期計画への課題を明らかにしていくために、成果・活動指標を設定し、これらの目標値達成に向けて取り組んでいきます。

下表の成果・活動指標は、東大和市の第4次基本計画で設定された値であり、本計画においても、これらの目標値達成に向けた取組を行っていきます。

現状値は、平成27年度に実施した市民意識調査の結果又は平成27年度の活動の実績値等を反映しています。また、目標値は本計画期間の中間年である平成33年度の値です。

■生涯学習の充実

成果・活動指標名	指標設定の考え方	現状値	目標値
生涯学習活動の充実に対する市民の満足度	生涯学習の充実が認められると、市民の評価は高まると想定し、指標に設定。市民意識調査において「生涯学習活動の充実」に「非常に満足」、「満足」と回答した市民の割合の満足度の上昇を目指します。	20.50%	32.90%
公民館に登録されている定期利用グループの数	市民の自主的な集団学習活動の状況を測る指標として設定。会員の高齢化等により解散するグループと、新たに結成されるグループがあるが、減少の傾向があることから、現状維持を目指します。 【中央公民館資料】	417 グループ	現状維持
図書館の利用者数、貸出し冊数	個人の生涯学習活動の状況を測る指標として設定。利用者数、貸出し冊数の増加を目指します。 【中央図書館資料】	利用者数 194,073人 貸出し冊数 743,015冊	利用者数 199,000人 貸出し冊数 792,000冊
郷土博物館の入館者数	個人の生涯学習活動の状況を測る指標として設定。入館者数の増加を目指します。 【社会教育課資料】	50,355人	48,528人

■青少年の健全育成

成果・活動指標名	指標設定の考え方	現状値	目標値
青少年の健全育成に対する市民の満足度	青少年の健全育成の施策の進展によって、市民の評価は高まると想定し、指標に設定。市民意識調査において「児童・青少年の健全育成」に「非常に満足」、「満足」と回答した市民の割合。満足度の上昇を目指します。	9.90%	20.00%

成果・活動指標名	指標設定の考え方	現状値	目標値
青少年に対する社会環境や風紀のよさに対する市民の満足度	青少年の健全育成の環境整備の進展によって、市民の評価は高まると想定し、指標に設定。市民意識調査において「青少年に対する社会環境や風紀のよさに「非常に満足」、「満足」と回答した市民の割合。満足度の上昇を目指します。	12.60%	18.60%
犯罪少年（刑法犯）の検挙人員、触法少年（刑法犯）の補導人員及び特別法犯少年の検挙・補導人員	青少年が健全に成長できる環境醸成ができると、東大和警察署における検挙人員及び補導人員は減少すると想定し、指標に設定。検挙人員、補導人員の減少を目指します。 【警視庁の統計による】	犯罪少年（刑法犯） 検挙人員 60人 触法少年（刑法犯） 補導人員 11人 特別法犯少年の検挙・補導人員 4人	犯罪少年（刑法犯） 検挙人員 39人 触法少年（刑法犯） 補導人員 19人 特別法犯少年の検挙・補導人員 2人

■市民文化の振興

成果・活動指標名	指標設定の考え方	現状値	目標値
市民文化の振興に対する市民の満足度	市民文化の振興の進展によって、市民の評価は高まると想定し、指標に設定。市民意識調査において「市民文化の創造」に「非常に満足」、「満足」と回答した市民の割合。満足度の上昇を目指します。	19.30%	25.00%
文化財に係る講座、講習会への参加者数及び旧吉岡家住宅主屋兼アトリ工等特別公開の入園者数	文化財ボランティア養成講座等の定着によって、文化財に関連した講座、講習会が確実に実施されることで、文化財に対する関心を持つ市民が増えていくと想定し、指標に設定。また、旧吉岡家住宅主屋兼アトリ工等は、整備計画の策定を踏まえ、公開回数を増やしていくことで文化施設が有効に活用され入園者が増えると想定し、指標に設定。参加者数、入園者数の増加を目指します。 【社会教育課資料】	文化財に係る講座、講習会への参加者数 325人 旧吉岡家住宅主屋兼アトリ工等特別公開の入園者数 650人	文化財に係る講座、講習会への参加者数 165人 旧吉岡家住宅主屋兼アトリ工等特別公開の入園者数 870人

■スポーツ・レクリエーションの推進

成果・活動指標名	指標設定の考え方	現状値	目標値
スポーツ・レクリエーション活動の推進に対する市民の満足度	スポーツ・レクリエーション活動の充実に伴い、市民の満足度は高まると想定し、指標に設定。市民意識調査において「スポーツ・レクリエーション活動の充実」に「非常に満足」、「満足」と回答した市民の割合。満足度の上昇を目指します。	17.50%	21.60%
市民体育館の個人利用者数、団体利用件数	市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことで、スポーツ施設の利用者は増加すると想定し、指標に設定。スポーツ施設の拠点である市民体育館における個人利用者数と団体利用件数について、増加を目指します。 【社会教育課資料】	年間延べ個人利用者数 63,550人 年間延べ団体利用件数 5,675件	年間延べ個人利用者数 49,000人 年間延べ団体利用件数 5,800件
スポーツ実施率	スポーツ実施率とは週一度以上スポーツを実施する成人の割合で、70%は世界トップの割合ですが、計画期間の最終年度に世界トップのスポーツ実施率を目指します。中間年である平成33年度は中間値を設定しています。	35.6%	50%以上 (平成38年度に70%)